○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇ある論あるにあらず予の所論い最も平易單純あるみのあり但し此平易單純ある論の却て今日に適當のことと信ぜ

今日戰後の財政論と云へば先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人い此償金處分のことに付非常に憂慮と爲し其論説新聞に雜誌に數々散見する所あれども今日までい未だ予の全く同意と表そべきものあると見ず戰敗國の財政こそ非常に困難あるべき筈あれども戰勝國特に數億圓の償金と獲收する國に在ては財政の困難あるべき道理あるべからず之と商賈に譬へば商法に於て其目的と達し巨萬の利益と得たるが如し其失敗者こそ非常に困難あるべしといへども其勝者即ち利益と得たるもの〻困難あるべき道理あるべからず蓋し國家の經濟い非常に複雜したるものあるが故に將來の事と杞憂する論者もあれども戰後の財政策い或る論者の如く國家に危險あるものにあらず予の意見にてい誠に平易單純あるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ずるものと開陳して諸君の教訓と乞はんとす

金三億圓　是れ我今後に收入する所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收すべきテールい海關銀と云ひ海關銀壹兩い我一圓五十錢餘ありと云故に二億兩の代金と參億圓と仮算し大ある差誤いあかるべしと信ず

此内一億五千萬圓い臨時軍事費の消却に充つべし

抑も軍事費い初發より本年五月三十一日迄の調査に依れば一億二千六百十二萬餘圓と消費せりと云

内收入の分左の如し

軍事公債　六千四百五十萬圓

國庫剩餘金　二千七百五十萬圓

此内廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
内 二千二百萬圓ハ他歳項流用に依り一時の
繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より
借り入るべきものあれバ此中に包含せしむ）
合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰と爲る）

右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまで
ハ總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あかるべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常費に於て凡そ五百萬圓の剰余ありと聞く此外獻金高二百八十萬圓餘陸海軍雜収入凡そ百萬圓餘あり今之と軍事費に流用そるものとそれバ此上別段借入れ金と爲さゞして辨ぜることと得べし

支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る十一月までに収入そるものとら此内より先づ日本銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（内二千二百萬圓ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債等の内二千萬圓と償却し猶借入金及公債の利子として凡そ三百五十萬圓と支拂ふべし（利子ハ拂込借り入及び拂ひ戻しの期日に依り算出そべきものあれバ精細ある算當ハ得がたしといへども先三百五十萬圓と仮算して不足あしと信ぜ）此三口合計五千九百五十萬圓と引き殘りの内一千五百萬圓ハ來年五月までの臺灣統治費防備費軍艦修繕費兵器彈藥の復舊仕入其他臨時費に充つべし又此内軍人遺族救助扶助及軍夫負傷者及遺族の救助に充つる費用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要それども此十一月までにハ實際此上に支拂と要そることとあかるべしと信ず故に兵備擴張の重ある費用ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨することゝして差支あかるべし

又臺灣の新設事業の内海底電線と尤急務とす此費金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ

別途多額の費用と要せざるべしと信ぜ

又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざる獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたるもの幾萬人獨逸に於ていハ此等の人民の損害と賠償そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タールレ」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在ていハ此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分ありと信ぜ

又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足とす尤も今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨する見込あり

次に明年五月までに収入そべき金額七千五百萬圓外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし

又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざる獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたるもの幾萬人獨逸に於ていハ此等の人民の損害と賠償そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タールレ」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在ていハ此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分ありと信ぜ

又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足とす尤も今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨する見込あり

次に明年五月までに収入そべき金額七千五百萬圓外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし

サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變動あき利益と生ぜることと得べきやハ又一の問題あり予の意見にてハ國家の負擔そる債務の内最も高利のものと返還して其れが爲めに剰そ所の利子金と以て之に充つべし則ち先づ第十五國立銀行の借り入金千萬圓と返還すれバ此利子七十五萬圓と得餘の千萬圓ハ整理公債と償還して五十萬圓と得合計百二十五萬圓あれバ先づ不足と感ぜることあかるべし

第十五國立銀行の借り入れ金ハ今日に在て非常の高利あり當局者に於て他の高利の公債と償還

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して未だ此高利の國債を償還せざるゝ頗る其當を失せり或ゝ曰く此借入金ゝ明治三十年迄の約束あれゞ中途にして之を返へそことを得ざると然らゞ高利の金祿公債ゝ如何是れゝ明治三十九年までに漸次抽籤を以て償還するの約束にあらざや之とも顧みざして僅々三四年間に悉く償還したるにあらざや若し情義から云へゞ此公債こそ最初の契約を履行すべき理由あり如何とおれゝ此公債ゝ轉々賣買して之を買ふものゝ凡そ其年期を豫期し其將來の收入を計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然るを一朝其約束を短縮して之を拂戻そときゝ現に一割以上の損失に歸そるあり第十五銀行の借入金ゝ此損失を生せざ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たさるも經濟上の情況に依り之を返還するとも又ゝ利子を低下そるとも公衆に損害を與ふるの害あし而して事是に反するゝ予の解そる能はざる所あり又或ゝ曰く十五銀行の借入金ゝ明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものゝ特別の義務を盡したるものあり然るに其恩義を思はざ世上の金利低落したりとて銀行の不便をも顧みざ期限内に之を返却せんとそするゝ甚だ自分勝手の所爲にあらざやと是れ唯だ其一面を見て未だ全体を見たるの論にあらざ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣ゝ則ち政府に於て製造して之を十五銀行に交付して更に之を政府に借入たるあり當時若し政府に於て自ら紙幣を製造して之を使用したらゞ利子を拂ふの義務あく國家の利益たるゝ論を待たざ當時予ゝ其迂を論じたれども是れ必竟華族を保護するの精神に出でたるものあれゞ其正論ゝ貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣を一時に十五銀行に使用せしめたらゞ如何千五百萬圓の紙幣を一銀行にて運轉するゝ容易の業にあらざ若し強ひて之を流用運轉したりしあらゞ必ざや缺損を生じたりしあらん然らざ此貸金ゝ銀行の爲に非常の恩惠にして國家の爲にゝ此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓を損したりと云べし其恩義ゝ却て政府より銀行に與へたるものあり然るを今之を以て國家に對し義務を盡したりと云論者の迂も亦甚しからざや

五百萬圓を台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ケ年に此額ゝ消費そるものと仮定す經常費ゝ師團の維持費及行政民政廳ゝ費用とし臨時費ゝ官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とそ尤も台灣全島の收入も何程かゝあるべしと雖も最初暴民の餘勢を受け人民撫恤の爲め專ら力を效そべきの時あると以て收入ゝ至て小額あるべし故に經常費の大部分ゝ本國より補足そべきものとして如此

百萬圓ゝ威海衛占領費の補足とし威海衛の占領費ゝ支那より毎年五十萬両を供そる筈なれども是にて不足あるべきを以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓を引去り殘り三千三百十二萬五千圓とある此金額を以て兵備擴張一年間の費用と仮定せゞ盖し不足あからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費ゝ内陸海軍に關そるものと包含そるものとそ

此計畫によれゞ軍事費の内日本銀行當坐借入金を返し猶軍事公債の内半額即ち四千萬圓丈ゝ來年五月中までに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金を扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓を以て兵備擴張一ケ年の費用に充つることを得、遼東半島占領に關するゝ費用ゝ別に、支出する所あるべきを以て此にゝ畧そ

明治三十年度よりゝ毎年々賦として二千五百萬圓殘金の利子と併せて收取そべき筈に付

三十年度にゝ則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にゝ合計三千百二十五萬圓
三十二年度にゝ合計三千萬圓
三十三年度にゝ合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にゝ合計二千七百五十萬圓
三十五年度にゝ合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ケ年分合計一億七千六百二十五萬圓

○内四千萬圓ハ軍事公債の殘高ヲ此六ケ年の間に漸次に償還すべし

○二千三百萬圓ハ國庫剩餘金の内ヘ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の内ヲ以て貯藏し置くべし此内又凡ソ五百萬圓ヲ繼續費の方ヘ使用し千八百萬圓ヲ以て非常軍備ヲするも充分あるべし尤繼續費ハ廿八年度以降ハ當該年度の收入ヲ以て支辨ヲするトきハ是れも亦必要あらざるべし

抑今般我兵ヲ速に海外に派出することヲ得たるハ全く此剩餘金のあるに依れりと云普魯西にハ初め此非常軍備金ハ三千萬「ターレル」あり是ヲ以て佛國と戰端ヲ開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵ヲ國境ヘ出ヲることヲ得たるハ全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後ニ於て償金の内より四千萬「ターレル」ヲ非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」（我三千萬圓）あれバ我邦にてハ二千萬圓あれバ足れりとす

抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣ヲ平常空く庫中に埋藏することに付てハ利害得失の論あれども事冗長あれバ此にハ畧ヲ予ハ前陳の如き金額ヲ平常に備ヘ置くことヲ以て得策とそるものあり

○一千萬圓ハ臺灣經常臨時費合計此六ケ年間の不足ヲ補ふべし

但し臺灣ハ三四年内にハ其行政民政ハ畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成功すべきヲ以て同島の統治費ハ則ち同島の收入ヲ以て支辨ヲする事ヲ得べし但し同島の收入今日までの經驗に依れバ一年凡ソ三百萬圓ありと聞く同島統治費ヲ大凡三百萬圓（一旅團費及び行政費合計）とそれバ單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等ハ漸次同島の收入ヲ以て之ヲ償還するの目的ヲ立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔ヲ增ヤすが如きハ國家統治の上にて可成避ざるべからざるあり抑も臺灣ハ今日までの如き不紀律の政治ハ下に在てすら猶相當の收入ありとせバ前陳の如く多額の資金ヲ投じて之ヲ改良整理し且つ行政民政理財等其宜ヲ得バ數年の後ハ必らず其元入れ資金ヲ回收し猶定期航海補助費等ヲも與ふるの餘地ヲ生ずべしと信ず

沖繩縣ハ其收入年々四五十萬圓（沖繩ハ物品稅あると以て物價の高低に依り差異あり）其統治費ヲ支辨して猶餘りあり況んや臺灣ハ其面積ハ十數倍地味の膏腴ある沖繩に優ること數等ありヲ云將來臺灣島の多望あること知るべし

○三百萬圓ハ威海衛占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵ヲ減ずるも可あり隨て費用も減ずべし是れにて五六年ヲ支ふべし

○二百萬圓ハ軍事公債の利子ヲ支拂ふものとす此利子ハ公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に假定して十分ありと信ず

差引殘金九千八百二十五萬圓とある是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓ヲ合して一億三千百三十七萬五千圓とある是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費することヲ得るの計算あり其毎年各款の分配額ハ當局者にあらざれバ之ヲ詳悉することハ能はず此にハ只大體の方針ヲ示すのみ

尤此額にてハ砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或ハ不足ヲ告ぐるも計りがたし若し其場合に至らバ臨時國防公債ヲ起して之ヲ辨ずるも可あり、其利子消却のため低利の整理公債ヲ發行して今日現有の高利公債ヲ償還すれバ利子に於て凡ソ二百二三十萬圓の剩餘ヲ生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之ヲ四分の公債に引換ふるときハ二百二十六萬圓ヲ得之ヲ根本として更に公債ヲ募るときハ人民に些の負擔ヲ增すことなく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して猶五千萬圓餘の資金を得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等を豫想するに五六年の後にハ四分利公債を發行することを容易ありと信ぜ

此外に遼東半島を返還するに付てハ必ず相當の償金を得べし此金額ハ未定なるも少くも一億両ハ下らざるべし是れハ國防兵備擴張費の不足を補ひ其一部ハ鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出稅廢止監獄費國庫支辨及殖產工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れハ未定のことに付姑く爰に之を畧せ

以上論ずるが如くなるときハ鉄道の延長に隨ひ益益收益を增し輸出稅の廢止に付内外貿易益々繁盛に且其内に改正條約の實施等に依り關稅も追々增加し隨て新稅增稅等の痛苦あくして國庫富實に赴き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きハ此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金とを以て之を支辨することハ敢て難からざるべしと信ぜ蓋し此剩餘金ハ從來の計畫にてハ多くハ兵備擴張の繼續費に使用するの目的ありしが此度臨時收入の償金を以て專ら兵備擴張費に充るときハ從來の繼續費の大部分ハ不用に歸するに依り年々國庫の剩餘金も亦隨て多額あるべし此金額ハ大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額ハ四五年後にハ少くも四五百萬圓ハあるべしと信ぜ然るときハ政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓ハ陸海軍擴張後の經常費に增加することを得べしと信ぜ若し猶不足ありて增稅を要するときハ造酒稅を增加して不足を補ふべし紛々として新稅を起し又ハ小額にして手數の煩雜を增し人民直接の感觸を惡くするが如き稅法變更ハ成るべく避くべきあり

兵備の擴張に付最も多額を要し且經常費に於て多額の增加を要するものハ海軍ありとす樺山前海軍大臣の衆議に於て爲したる演舌を聞くに我海軍ハ前途最終の目的ハ二十二萬噸の軍艦を浮べざ

るべからざ然れども此目的を達するにハ容易の事業にあらざると以て先づ十二萬噸の軍艦ハ必ず數年を期して成就せざるべからざと然り我邦將來ハ二十二萬噸位の艦を浮ぶの覺悟あるべからざ然れども是れ短歲月を期して成し難し故に先づ六七年の間にせめてハ十五萬噸の極堅牢ある軍艦を成就せざるべからざ現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の內戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽あるものと除き強壯あるもの丶みと精撰したらバ其實數ハ餘程減ずべし此外現今製造中に係るものの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造せるもの凡そ六七萬噸と成就せバ十五萬噸に達せべし其維持費如何と從來の軍艦費に依り推算すればバ凡そ四百萬圓と增加それバ可あらん之に年々の老朽減を補充せる爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加を仮定すべし又陸軍の擴張により經常費の增加と要そべしと雖も海軍に比しては餘程小額にて足べしと信ぜ尤も臺灣派遣の軍隊ハ臺灣費の內に包含せしむべし但予ハ兵備擴張の程度ハ果して何程までと以て最も今日に適當とするやハ十分ある意見と持せず之と要そるに擴張後經常費の增加バ成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓と以て支辨せんと欲ぜ若し不足ありて已と得ざる時ハ其補足ハ酒稅に資し而して他稅に及ぼそべからずとの說あり、

償金の處分ハ右之通確定そるものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何ある影響と受くべきやハ今日に於て論及せざるべからざるあり

或ハ曰く軍事公債と一時に償還すればバ民間經濟上の變動と起し爲めに會社熱投機心と增長せしめ隨て弊害百出し又終に金融の逼迫恐慌とあり實業界と萎微せしむべし獨逸の般鑑遠からざ故に償金と得るも軍事費の償還ハ後にし先づ之と以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

のい貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出
せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞやそれ程
償金が國家の害とあるものあらば戰勝者い何故に
敵國と强迫してまで之と獲收せんとするや是れ
必竟事業勃興過度の結果い經濟上の恐慌とあり
數多の破產者を生じ一時い實業界を萎微せしむる
ことあると以て直ちに國家の衰退と速了誤認そる
の僻論あらん是れ或る有數個人の利害と國家の利
害とを混淆したるの誤見あり

或い獨逸國に於て一時多額の償金を國內に流出し
たる波瀾を見て獨逸い戰爭に勝て經濟上に於て大
に敗北せりとて非常に償金を恐るゝ者あり蓋し獨
乙に於てい一時多額の償金を得て軍事費を消却し
猶諸事業に多額の放銀を爲したるに依り民間の事
業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百
圓拂込の株券い二百五六十圓に騰貴し又一年あら
ざる內に其過度の結果經濟上の恐慌を來し百圓
の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリ
ン」市中破產者夥く頗る慘狀を極めたりと云然
れども之を以て獨逸國い衰退せりとも微弱にあり
たりとも云ふべからず獨逸國い依然富裕に進みつ
つあること蓋し疑ふべからざる事實あり

抑國家の進運に向ふときい必ず波瀾を起し其波
瀾の際に人民の資產に動搖を生じ貧富位地の顚倒
そるい寧ろ自然の數ありと云ふべし蓋し一國內各
般の事業一齊に進むにあらず或るものい非常の速
力を以て進み或るものい遲々として進まざるあり
凡そ社會の進運百般平等に進まずして其
釣合の不平均あるに依り一時の波瀾を生ずるあり
凡そ何國と問はず皆此幾多の波瀾を經て今日の富
强に至りたるあり徒らに波瀾を恐れて只管人爲を
以て之を撿束せんとするときい却て其發達を妨げ
國家の進步を遲緩ならしむるの結果あらん

予初め獨逸國に遊びしい千八百七十二年の春にて
即ち佛國凱旋の翌年あり故に未だ戰勝の影響を受
けざるの時あり其都府「ベルリン」い人口僅に八十

萬にして龍動巴里と經て到る時い其家屋道路及百
般の情況い殆ど東京と出で〻名古屋又い廣島に
到りたる位の感想ありし當時三五の同行者共に
「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街を徘徊し之
を評して一の田舍町ありと云ひしことい猶記憶に
存せり併し當時戰勝後のこと〻て所々新築及道路
の改修等百般の工事盛ありしことい記憶せり其後
凡そ八年と經て千八百八十一年即ち明治十三年露國
赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改
り宮殿堂宇の莊麗ある家屋道路公園廣場の宏壯淸
潔ある巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況あり
し人口も殆んど倍數に近く而して世人の噪々そる
獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふい正に此間に
あり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の
間にあり然れども獨乙國の富裕い此間といへども猶
進みつゝありしと蓋し疑ふべからざる事實あり
又或い云はん「ベルリン」府い佛國戰爭までい單に
普魯西國の都府ありしに其後い獨乙帝國の都府と
あり獨乙聯邦の人民此に輻輳したるに依り其繁榮
と見るに至りたるありと或い幾分か其結果もあら
ん然らども單に普魯西一國の財政に付て之を考査す
るに同國千八百七十一年即ち未だ戰爭の利益を受
けざる時の豫算と見るに歲入總計英貨にして二千
五百萬磅餘ありしが千八百八十五年にい六千七百
萬磅餘とあり千八百九十二年即ち一昨々年の豫算
と見るに九千四百七十萬磅餘とある如く斯く驚くべ
き進步をなしたりといへども人民にい別段直接の
增稅と負擔したることもなく又此際に土地領分の
增加したるにもあらざる其增額の尤も著しきも
い鐵道の收益とそ

然れども普魯西國人民負擔の苦痛と感ぜざして僅々
此二十年間に殆ど四倍近くの歲入を增加したり尤
も戰勝償金の原因にあらざると雖ども世界の大勢上
多少國力の進步ありしあるべしと雖も斯の如き
大進步い戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざ
る可らざるあり、之と云ひ替ふれば獨乙國い償金

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖ども此波瀾たる偶々以て國富進運の階梯たりしに相違なし必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりと眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入を見るに明治七年度にハ七千三百萬圓餘十七年度にハ七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算ハ八千四百萬圓餘あり此内明治九年の減租及廿二年の特別減租合計千二百餘萬圓ハ造酒税の増加に依り殆ど増減相比敵すべし此外所得税醬油税菓子税の如き新設税源と除き自然の増加のみと算したらバ我邦此二十年間の増加ハ僅々數百萬圓に過ぎざ彼の普魯西國の同期間に殆ど四倍の増加と比較したらバ眞に驚くべき差違にあらざや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝をかりしときハ如何仮令ベ少小の進歩ハありしなるべしと雖も迎も今日の如き獨乙國の富强と見ることあかるべし隨て普魯西國ハ英佛等に對していハ依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費ハ速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝ハ我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致す所たるに相違あしといへども而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとを忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民と畏敬するの念慮を起さしめたり蓋し彼れ外人ハ我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危ぶざるものあし其意謂へらく日本ハ其慓悍の性一時の勇氣に依り支那兵と打破るも支那ハ大國其財源ハ無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮そることあるべく之に反して戰爭永びくときハ日本ハ其兵慓悍ありといへども其財源に窮し終にハ敗者に歸すべしと我國民中にも或ハ此点と危ぶみ外債論を主張したるものあり然るに幸に當局者ハ斷然之と排斥して專ら内債に依ることゝあせり而して我國

民愛國義氣の盛ある果して能ハ此奇功と奏そることを得たり

我新進幼稚の國に在て殆ど一ヶ年に亘る間海外に大戰爭を爲し外債に依らざして財源の困窮を告げざりし功ハ海陸軍人戰鬪の功と殆ど相伯仲そと云ふも溢譽にあらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國を屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額ハ他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價を下落せしめ此等の者の損失を大あらしむるハ策の得たるものにあらざるのみあらず大に國民の信用を害し他日有事の際多額の公債を要する時に當り恐らくハ此度の如き好結果を得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信を措かざ必要の公債募集に應せざるが如きことあらバ國家の不祥之より大あるものあらざ

尤此公債ハ整理公債條例に依り初め五年据置きの約束あれバ今急に償還せざるとも法律上異議の容るべきとあけれども敵國と戰ひ勝て多額の償金を得たるとき先づ此軍事費と償還そるハ名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑あしされバ初め媾和使張陰桓の來りしとき若し媾和速に成れバ軍事公債の拂込或ハ中止せらるべしと言觸らしたることあり是れ他あし軍事公債ハ所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれバ最早其費用ハ不用とあり從て其拂込と必要とせざるに至るべしと想像するも强ち不當の考と言ふべからざ今其敵に打勝て我軍費と償はんが爲めとて强て敵國より取立たるハ即内外に公言して此軍費と消却せんとそるにあり故に其償金ハ第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべきハ當然のことありとも若し又其所有主にして其返還と望まざ初めの定約の如く五年据置きと望まバ整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減すべし而して其影響ハ同じく軍事公債に及ぶべし

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずるハ我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くハ射倖的の性質と有そるものあり當時戰爭ハ何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要を生じ從て價格の低落せるときハ前の應募者ハ非常の損害を受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金を得て速に償還せらるゝときハ非常の利益を受くるあり是れ射倖契約に依る貸方の利益に歸するものあり隨て一般の利子を低減し後來有事に際し一段低利の公債を發行そるも必ずや今日に倍そるの好結果あらん加之一般の利子低下そるときハ平常に在てハ益々低利の公債を發行して高利の公債と償却し以て國家を利し又之に依て以て國家の經營そべき鉄道其他の事業を進捗せしめ依て以て民間の事業を發達せしめ益々國家の進運と助成そべし

之に反し敵國より得たる償金を專ら他の費途に充て軍事公債の償還ハ後にするハ時ハ其名義に背くの顧着せざるも實際我國民に對する默約に違ひ爲めに愛國者の精神を沮喪そるのみならず公債の額國力に對し過度あるときハ一般の利子低下せざる平時に在てハ國家事業の發達を遲緩あらしめ有事に際し俄かに公債と募集せんとするも人民ハ前日の失敗に懲り遲疑して容易に應せざるべし必ずや非常の高利にあらざれバ之と募集そること能はざるべし若し將來外征の事起るに當り國民一般斯の如きの情況に在るときハ國家ハ非常の困難に陷るべし故に曰く敵國の償金ハ其名義の如く先づ軍事費と償還し其有餘を以て他の事業を擴張そべし是れ實に平易單純ある處置にして他の奇道に依るべからざると云ふ所以あり若し其有餘のみを以て兵備擴張に不足あるときハ更に公債と起そも可あり其事の容易あるハ前に既に述べたるが如し且若し軍事費と速に償還せざれバ其利子のみにても年々數百萬圓ハ國庫の負擔と爲る之と支辨そるの方法とも講せざるべからざると戰勝て多額の償金と得あがら猶人民の負擔と增加するハ爲政者の得計にあらざる仮令ハ直接に負擔と增さざるも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得と以て生活とあるものにハ負担と增加したると同じ結果と受くるあり

以上の所論ハ眞の大体論にて其詳細ある精算ハ各事々實に付調査したらバ數字上大に疎漏ある所あると免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きハ果して何程なれバ十分あるやハ未だ研究せざれども償金使用の大体に於てハ此方針に隨て處理せバ國家に利益と與ふること最大ありと信ずと

此償金處分の方法ハ速に之と決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟とあさしむるハ尤必要のことあり其經濟の觀念に至てハ人各々異る所あるべしと雖も要ハ公衆をして此巨額資金の使途如何と疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるあり當局者ハ可成速に議會と開き是等の

償金と得あがら猶人民の負擔と增加するハ爲政者の得計にあらざる仮令ハ直接に負擔と增さざるも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得と以て生活とあるものにハ負担と增加したると同じ結果と受くるあり

以上の所論ハ眞の大体論にて其詳細ある精算ハ各事々實に付調査したらバ數字上大に疎漏ある所あると免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きハ果して何程なれバ十分あるやハ未だ研究せざれども償金使用の大体に於てハ此方針に隨て處理せバ國家に利益と與ふること最大ありと信ずと

此償金處分の方法ハ速に之と決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟とあさしむるハ尤必要のことあり其經濟の觀念に至てハ人各々異る所あるべしと雖も要ハ公衆をして此巨額資金の使途如何と疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるあり當局者ハ可成速に議會と開き是等の方針と議定せしむべき義務あり又議定せしむる方國家の爲得策ありと信ず獨乙國に於てハ皇帝佛國より凱旋の時直に臨時議會と招集し新領地に關する處分法及償金の處分法とも議定せしめ益々上下一致和氣藹々の際に此戰局と收めたりと云我當局者の明知ある是等の事と知ざりしにあらざるべし而して事此に出ざるハ別に事情の存そるものあらん局外者の知る能ざる所あり然れども通常の會期までハ猶數月あり故に此通常會と例よりも早くするとも又ハ臨時議會と招集そるとも又ハ臨時議會と招集そるとも速に新領地に關する法律案及償金の處分法と議定せしめられんことと希望して已まざる所あり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

明治廿五年三月八日遞信省認可

明治廿八年七月九日　讀賣新聞附錄

第六千四百四十六號

發行兼編輯人　湊　利吉

印刷人　山崎次郎

發行所　東京銀座一丁目一番地　合名會社　日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

尾崎三良演說

戰後財政策

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇なる論あるにあらず予の所論は最も平易單純なるものなり但し此平易單純なる論の却て今日に適當なることと信ぜ

今日戰後の財政論と云へば先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人は此償金處分のことに付非常に憂慮を爲し其論說新聞に雜誌に數々散見する所なれども今日までは未だ予の全く同意を表すべきものあると見ず戰敗國の財政こそ非常に困難なるべき筈なれども戰勝國特に數億圓の償金を獲取する國に在ては財政の困難なるべき道理あるべからず之を商賈に譬へば商法に於て其目的を達し巨萬の利益を得たるが如し其失敗者こそ非常に困難なるべしといへども其勝者即ち利益を得たるものゝ困難なるべき道理あるべから

蓋し國家の經濟は非常に複雜したるものなるが故に將來の事を杞憂する論者もあれども戰後の財政策は或る論者の如く國家に危險なるものにあらず予の意見にては誠に平易單純なるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ずるものを開陳して諸君の教訓を乞はんとす

金三億圓　是れ我今後に收入する所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收すべきテールは海關銀と云ひ海關銀壹両は我一圓五十錢餘なりと云故に二億両の代金を參億圓と仮算し大なる差誤はなかるべしと信ず

此内一億五千萬圓は臨時軍事費の消却に充つべし

抑も軍事費は初發より本年五月三十一日迄の調査に依れば一億二千六百十二萬餘圓を消費せりと云内收入の分左の如し

軍事公債　六千四百五十萬圓

國庫剩餘金　二千七百五十萬圓

此内廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
二千二百萬圓ハ他歳項流用ニ依り一時の
内 繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より
其日 借り入るべきものあれバ此中に包含せし
む）
合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰
と爲る）

右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまで
ハ總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あかる
るべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債
千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ
猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常
費に於て凡そ五百萬圓の剰余ありと聞く此外獻金
高二百八十萬圓餘陸海軍雜收入凡そ百萬圓餘あり
今之と軍事費に流用そるものとそれバ此上別段借
入れ金と爲さゞして辨ずることと得べし
支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る
十一月までに收入そるものとし此内より先づ日本
銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（内二千二百萬圓
ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債
の内二千萬圓と償却し猶借入金及公債の利子とし
て凡そ三百五十萬圓と支拂ふべし（利子ハ拂込借
り入及び拂ひ戻しの期日に依り算出そべきものあ
れバ精細ある算當ハ得がたしといへども先三百五
十萬圓と仮算して不足あしと信ぜ）此二口合計五
千九百五十萬圓と引き殘りの内一千五百萬圓ハ來
年五月までの臺灣統治費防備費軍艦修繕費兵器彈
藥の復舊仕入其他臨時費に充つべし又此内軍人遺
族救助扶助及軍夫負傷者及遺族の救助に充つる費
用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要それ
ども此十一月までにハ實際此上に支拂と要せるこ
とハあかるべしと信ず故に兵備擴張の重ある費用
ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨するこ
とゝして差支あかるべし
又臺灣の新設事業の内海底電線と尤急務とす此費
金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既
に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費
等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ

別途多額の費用と要せざるべしと信ぜ
又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざ
獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營
む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛
人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたる
もの幾萬人獨逸に於ても此等の人民の損害と賠償
そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タ
ーレル」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在て
ハ此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直
接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分あり
と信ぜ
又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足と
す尤も今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨す
る見込あり
次に明年五月までに收入そべき金額七千五百萬圓
外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬
五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百
五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年
金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし
又此内より軍人の年金恩給金の
獨逸國に於ても償金の内より
基本金として若干の金額と取除け置き之と政府に
托し其利益金と以て年金と支拂ふことにあり居れ
りと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ず
る利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以
て得策ありと信ぜ
サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變
動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題
あり予の意見にてハ國家の負擔そる債務の内最も
高利のものと返還して其れが爲めに剰そ所の利子
金と以て之に充つべし則ち先づ第十五國立銀行の
借り入金千萬圓と返還すれバ此利子七十五萬圓と
得餘の千萬圓ハ整理公債と償還して五十萬圓と得
合計百二十五萬圓あれバ先づ不足と感ぜることあ
かるべし
第十五國立銀行の借り入れ金ハ今日に在て非常
の高利あり當局者に於て他の高利の公債と償還

して未だ此高利の國債と償還せざるゝ頗る其當と失せり或ゝ曰く此借入金ゝ明治三十年迄の約束あれど中途にして之と返へそことと得ぎと然らば高利の金祿公債ゝ如何是れゝ明治三十九年までに漸次抽籤と以て償還そるの約束にあらぎや之とも顧みぎして僅々三四年間に悉く償還したるにあらぎや若し情義から云へば此公債こそ最初の契約と履行すべき理由あり如何とあれゝ此公債ゝ轉々賣買して之と買ふものゝ凡そ其年期と豫期し其將來の收入と計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然るに一朝其約束と短縮して之と拂戻そときゝ現に一割以上の損失に歸そるあり第十五銀行の借入金ゝ此損失と生せぎ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たざるも經濟上の情況に依り之と返還するとも又ゝ利子と低下そるとも公衆に損害と與ふるの害あし而して事是に反するゝ予の解そる能はざる所あり又或ゝ曰く十五銀行の借入金ゝ明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものゝ特別の義務と盡したるものあり然るに其恩義と思はぎ世上の金利低落したりとて銀行の不便とも顧みぎ期限内に之と返却せんとそるゝ甚だ自分勝手の所爲にあらぎやと是れ唯だ其一面と見て未だ全体と見たるの論にあらぎ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣ゝ則ち政府に於て製造して之と十五銀行に交付して更に之と政府に借入たるあり當時若し政府に於て自ら紙幣と製造して之と使用したらば利子と拂ふの義務あく國家の利益たるゝ論と待たぎ當時予ゝ其迂と論じたれぎも是れ必竟華族と保護するの精神に出でたるものあれゞ其正論ゝ貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣と一時に十五銀行に使用せしめたらば如何千五百萬圓の紙幣と一銀行にて運轉するゝ容易の業にあらぎ若し強ひて之と流用運轉したりしあらば必ぎや缺損と生じたりしあらん然らば此貸金ゝ銀行の爲にゝ非常の恩惠にして國家の爲にゝ此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓と損したりと云べし其恩義ゝ却て政府より銀行に與へたるものあり然るど今之と以て國家に對し義務と盡したりと云論者の迂も亦甚しからぎや

五百萬圓と台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ケ年に此額ゝ消費そるものと仮定す經常費ゝ師團の維持費及行政民政廳の費用とし臨時費ゝ官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とぞ尤も台灣全島の收入も何程かゝあるべしと雖も最初暴民の餘勢と受け人民撫恤の爲め專ら力と效そべきの時あると以て收入ゝ至て小額あるべし故に經常費の大部分ゝ本國より補足そべきものとして如此

百萬圓ゝ威海衛占領費の補足とし威海衛の占領費ゝ支那より毎年五十萬兩と供そる筈なれぎも是にて不足あるべきと以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓と引去り殘り三千三百十二萬五千圓とある此金額と以て兵備擴張一年間の費用と仮定せゞ蓋し不足あからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費の内陸海軍に關そるものと包含そるものぞそ

此計畫によれゞ軍事費の内日本銀行當坐借入金と返し猶軍事公債の内半額則ち四千萬圓丈ゝ來年五月中すでに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金と扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓と以て兵備擴張一ケ年の費用に充つることと得、遼東半島占領に關すろ費用ゝ別に、支出する所あるべきと以て此にゝ畧そ

明治三十年度よりゝ毎年々賦として二千五百萬圓殘金の利子と併せて收取そべき筈に付

三十年度にゝ則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にゝ合計三千百二十五萬圓
三十二年度にゝ合計三千萬圓
三十三年度にゝ合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にゝ合計二千七百五十萬圓
三十五年度にゝ合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ヶ年分合計一億七千六百二十五萬圓

○内四千萬圓は軍事公債の殘高を此六ヶ年の間に漸次に償還すべし

○二千三百萬圓は國庫剰餘金の内へ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の内を以て貯藏し置くべし此内又凡そ五百萬圓を繼續費の方へ使用し千八百萬圓を以て非常軍備とするも充分なるべし尤繼續費は廿八年度以降は當該年度の収入を以て支辨することとなしたれば是れも亦必要ならざるべし

抑今般我兵を速に海外に派出することを得たるは全く此剰餘金のあるに依れりと云普魯西には初め此非常軍備金は三千萬「ターレル」あり是を以て佛國と戰端を開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵を國境に出すことを得たるは全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後に於て償金の内より四千萬「ターレル」を非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」(我三千萬圓)なれば我邦にては二千萬圓あれば足れりとす

抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣を平常空く庫中に埋藏することに付ては利害得失の論あれども事冗長なれば此には畧す予は前陳の如き金額を平常に備へ置くことを以て得策とするものなり

○一千萬圓は臺灣經常臨時費合計此六ヶ年間の不足を補ふべし

但し臺灣は三四年内には其行政民政も畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成効すべきを以て同島の統治費は則ち同島の収入を以て支辨する事を得べし但し同島の収入今日までの經驗に依れば一年凡そ三百萬圓ありと聞く同島統治費を大凡三百萬圓(一旅團費及び行政費合計)とすれば單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等は漸次同島の収入を以て之を償還する

の目的を立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔を增すが如きは國家統治の上にて可成避ざるべからざるなり

抑も臺灣は今日までの如き不紀律の政治の下に在てすら猶相當の収入ありとせば前陳の如く多額の資金を投じて之を改良整理し且つ行政民政理財等其宜を得ば數年の後は必らず其元入れ資金を回収し猶定期航海補助費等をも與ふるの餘地を生ずべしと信ず

沖繩縣は其収入年々四五十萬圓(沖繩は物品税なると以て物價の高低に依り差異あり)其統治費を支辨して猶餘りあり況んや臺灣は其面積は十數倍地味の膏腴なる沖繩に優ること數等なりと云將來臺灣島の多望なること知るべし

○三百萬圓は威海衛占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵を減ずるも可なり隨て費用も減ずべし是れにて五六年を支ゆべし

○二百萬圓は軍事公債の利子を支拂ふものとす此利子は公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に仮定して十分なりと信ず

差引殘金九千八百二十五萬圓となる是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓を合して一億三千百三十七萬五千圓となる是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費することを得るの計算なり其毎年各欵の分配額は當局者にあらざれば之を詳悉することを能はず此には只大体の方針を示すのみ

尤此額にては砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或は不足を告ぐるも計りがたし若し其場合に至らば臨時國防公債を起して之を辨ずるも可なり、其利子消却のため低利の整理公債を發行して今日現有の高利公債を償還すれば利子に於て凡そ二百二三十萬圓の剰餘を生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之を四分の公債に引換ふるときは二百二十六萬圓を得之を根本として更に公債を募るときは人民に些の負擔を增すことなく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して猶五千萬圓餘の資金を得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等を豫想するに五六年の後にハ四分利公債を發行することを容易ありと信ず

此外に遼東半島を返還するに付てハ必ず相當の償金を得べし此金額ハ未定あるも少くも一億兩ハ下らざるべし是れハ國防兵備擴張費の不足を補ひ其一部ハ鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出稅廢止監獄費國庫支辨及殖產工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れハ未定のことに付姑く爰に之を畧す

以上論ずるが如くあるときハ鐵道の延長に隨ひ益益收益を增し輸出稅の廢止に付內外貿易益々繁盛に且其內に改正條約の實施等に依り關稅も追々增加し隨て新稅增稅等の痛苦なくして國庫富實に起き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きハ此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金とを以て之を支辨することを難からざるべしと信ず蓋し此剩餘金ハ從來の計畫にてハ多くハ兵備擴張の繼續費に使用するの目的ありしが此度臨時收入の償金を以て專ら兵備擴張費に充るときハ從來の繼續費の大部分ハ不用に歸するに依り年々國庫の剩餘金も亦隨て多額あるべし此金額ハ大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額ハ四五年後にハ少くも四五百萬圓ハあるべしと信ず然るときハ政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓ハ陸海軍擴張後の經常費に增加することを得べしと信ず若し猶不足ありて增稅を要するときハ造酒稅と增加して不足を補ふべし紛々として新稅を起し又ハ小額にして手數の煩雜を增し人民直接の感觸を惡くするが如き稅法變更ハ成るべく避くべきあり兵備の擴張に付最も多額を要し且經常費に於て多額の增加を要するものハ海軍ありとす樺山前海軍大臣の衆議に於て爲したる演舌を聞くに我海軍、前途最終の目的ハ二十二萬噸の軍艦を浮べざるべからざるも此目的を達するにハ容易の事業にあらざると以て先づ十二萬噸の軍艦ハ必ず數年を期して成就せざるべからざると然り我邦將來ハ二十二萬噸位の艦を浮ぶの覺悟あるべからざれども是れ短歲月を期して成し難し故に先づ六七年の間にせめてハ十五萬噸の極堅牢ある軍艦を成就せざるべからざる現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の內戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽あるものと除き強壯あるものゝみを精撰したらバ其實數ハ餘程減ずべし此外現今製造中に係るもの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造をするものハそ六七萬噸と成就せバ十五萬噸に達すべし其維持費如何と從來の軍艦費に依り推算すればハ凡そ四百萬圓と增加すれバ可あらん之に年々の老朽減を補充する爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加と仮定すべし又陸軍の擴張により經常費の增加と要すべしと雖も海軍に比しては餘程小額にて足べしと信ず尤も臺灣派遣の軍隊ハ臺灣費の內に包含せしむべし但予ハ兵備擴張の程度ハ果して何程までと以て最も今日に適當とするやハ十分ある意見と持せず之と要するに擴張後經常費の增加ハ成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓と以て支辨せんと欲ず若し不足ありて已むを得ざる時ハ其補足ハ酒稅に資し而して他稅に及ぼさゞるべからずとの說あり、

償金の處分ハ右之通確定するものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何ある影響を受くべきやハ今日に於て論及せざるべからざるあり

或ハ曰く軍事公債と一時に償還すれバ民間經濟上の變動を起し爲めに會社設投機心を增長せしめ隨て擊害百出し又終に金融の逼迫恐慌とあり實業界と萎微せしむべし獨逸の般鐳遠からず故に償金と得るも軍事費の償還ハ後にし先づ之と以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

萬にして龍動巴里を經て到る時は其家屋道路及百般の情況は殆ど東京と出で〻名古屋又は神戸島に到りたる位の感想ありし當時三五の同行者共に「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街を徘徊し之を評して一の田舎町ありと云ひしことは猶記憶せり其後凡そ八年を經て千八百八十一即ち明治十三年露國赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改りて宮殿堂宇の莊麗なる家屋道路公園廠場の宏壯清潔なる巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況ありし人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々そる獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふは正に此間にあり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の間にあり然れば獨乙國の富裕は此間といへども猶進みつゝありしとは蓋し疑ふべからざる事實なり又或は云はん「ベルリン」府は佛國戰爭までは單に普魯西國の都府ありしに其後は獨乙帝國の都府となり獨乙聯邦の人民此に輻輳したるに依り其繁榮を見るに至りたるありと或は幾分か其結果もあらん然らば單に普魯西一國の財政に付て之を考査するに同國千八百七十一年即ち未だ戰爭の利益を受けざる時の豫算を見るに歳入總計英貨にして二千五百萬磅餘ありしが千八百八十五年には六千七百萬磅餘となり千八百九十二年即ち一昨々年の豫算を見るに九千四百七十萬磅餘となる如斯驚くべき進歩をなしたりといへども人民には別段直接の增稅を負擔したることもなく又此際に土地領分の增加したるにもあらざれば其增額の尤も著しきものは鐵道の收益とぞ

然れば普魯西國人民負擔の苦痛を感ぜずして僅々此二十年間に殆ど四倍近くの歳入を增加したり尤も戰勝償金の原因にあらざれば雖も世界の大勢上多少國力の進歩はありしなるべしと雖も斯の如き大進歩は戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざる可らざるあり、之を云ひ替ふれば獨乙國は償金

の如き貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞや是れ程償金が國家の害となるものあらば戰勝者は何故に敵國と强迫してまで之を獲收せんとするや是れ必竟事業勃興過度の結果は經濟上の恐慌となり數多の破産者を生じ一時は實業界を蕭條せしむることあるを以て直ちに國家の衰退と速了誤認するの僻論あらん是れ或る有數個人の利害と國家の利害とを混淆したるの誤見あり

或は獨逸國に於て一時多額の償金を國内に流出したる波瀾を見て獨逸は戰爭に勝て經濟上に於て大に敗北せりとて非常に償金を恐るゝ者あり蓋し獨乙に於ては一時多額の償金を得て軍事費を消却し猶諸事業に多額の放銀を爲したるに依り民間の事業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百圓拂込の株券は二百五六十圓に騰貴し又一年あらざる内に其過度の結果經濟上の恐慌を來し百圓の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリン」市中破産者夥く頗る慘狀を極めたりと云然れども之を以て獨逸國は衰退せりとも微弱にありたりとも云ふべからず獨逸國は依然富強に進みつゝあることは蓋し疑ふべからざる事實あり

抑國家の進運に向ふときは必ず波瀾を起し其波瀾の際に人民の資産に動搖を生じ貧富位地の顚倒をるは寧ろ自然の數ありと云ふべし蓋し一國内各般の事業一齊に進むにあらず或るものは非常の速力を以て進み或るものは遲々として進まざるを以て云へば凡そ社會の進運百般平等に進まずして其釣合の不平均あるに依り一時の波瀾を生ずるあり凡そ何國を問はず皆此幾多の波瀾を經て今日の富强に至りたるあり徒らに波瀾を恐れて只管人爲を以て之を撿束せんとするときは却て其發達を妨げ國家の進歩を遲緩あらしむるの結果あらん

予初め獨逸國に遊びしは千八百七十二年の春にて則ち佛國凱旋の翌年あり故に未だ戰勝の影響を受けざるの時あり其都府「ベルリン」は人口僅に八十

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖も此波瀾たる偶々以て國富進運の階梯たりしに相違かし必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりとの眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入を見るに明治七年度にの七千三百萬圓餘十七年度にの七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算の八千四百萬圓餘あり此内明治九年の減租及廿二年の特別減租合計千二百餘萬圓の造酒税の増加に依り殆ど増減相比敵そべし此外所得税醬油税菓子税の如き新設税源と除き自然の増加のみと算したらば我邦此二十年間の増加の僅々數百萬圓に過ぎざ彼の普魯西國の同期間に殆ど四倍の増加とと比較したらば眞に驚くべき差違にあらざや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝あかりしときの如何仮令へ少小の進歩のありしあるべしと雖も迚も今日の如き獨乙國の富強と見ることあかるべし隨て普魯西國の英佛等に對しての依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費の速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝の我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致す所たるに相違あしといへども而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとと忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民と畏敬するの念慮と起さしめたり蓋し彼れ外人の我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危ぶまざるものあし其意謂へらく日本の其憑悍の性一時の勇氣に依り支那兵と打破るも支那の大國其財源の無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮そることあかるべく之に反して戰爭永びくときの日本の其兵憑悍ありといへども其財源に窮し終にの敗者に歸すべしと我國民中にも或の此点と危ぶみ外債論と主張したるものあり然るに幸に當局者の斷然之と排斥して專ら内債に依ることゝあせり而して我國

民愛國義氣の盛ある果して能く此奇功と奏そることと得たり

我新進幼稚の國に在て殆ど一ヶ年に亘る間海外に大戰爭と爲し外債に依らざして財源の困窮と告げざりし功の海陸軍人戰鬪の功と殆ど相伯仲そと云ふも溢譽にあらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國と屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額の他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價と下落せしめ此等の者の損失と大あらしむるの策の得たるものにあらざるのみあらず大に國民の信用と害し他日有事の際多額の公債と要する時に當り恐らくの此度の如き好結果と得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信と措かざ必要の公債募集に應ぜざるが如きことあらば國家の不祥之より大あるものあらざ

十一 尤此公債の整理公債條例に依り初め五年据置きの約束あれば今急に償還せざるも法律上異議の容るべきとあけれども敵國と戰ひ勝て多額の償金と得たるとき の先づ此軍事費と償還するの名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑あしされば初め媾和使張陰桓の來りしとき若し媾和速に成れば軍事公債の拂込或の中止せらるべしと言觸らしたることあり是れ他あし軍事公債の所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれば最早其費用の不用とあり從て其拂込と必要とせざるに至るべしと想像するも強ち不當の考と言ふべからざ今其敵に打勝て我軍費と償はんが爲めとて強て敵國より取立たるの即内外に公言して此軍費と消却せんとするにあり故に其償金の第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべき當然のことありとす若し又其所有主にして其返還と望まざ初めの定約の如く五年据置きと望まば整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減ずべし而して其影響の同じく軍事公債に及ぶべし

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずるハ我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くハ射倖的の性質を有するものなり當時戰爭ハ何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要を生じ從て價格の低落せるときハ前の應募者ハ非常の損害を受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金を得て速に償還せらるゝときハ非常の利益を受くるなり是れ射倖契約に依る貸方の利益に歸するものなり隨て一般の利子を低減し後來有事に際し一段低利の公債を發行するも必ず今日に倍するの好結果あらん加之一般の利子低下するときハ平常に在てハ益々低利の公債を發行して高利の公債を償却し以て國家を利し又之に依て以て國家の經營すべき鉄道其他の事業を進捗せしめ依て以て民間の事業を發達せしめ益々國家の進運を助成すべし

之に反し敵國より得たる償金を專ら他の費途に充て軍事公債の償還を後にする時ハ其名義に背くハ頓着せずとするも實際我國民に對する默約に違ひ爲めに愛國者の精神を沮喪するのみならず公債の額國力に對し過度なるときハ一般の利子低下せず平時に在てハ國家事業の發達を遲緩ならしめ有事に際し俄かに公債を募集せんとするも人民ハ前日の失敗に懲り遲疑して容易に應ぜざるべし必ずや非常の高利にあらざれバ之を募集すること能はざるべし若し將來外征の事起るに當り國民一般斯の如きの情況に在るときハ國家ハ非常の困難に陷るべし故に曰く敵國の償金ハ其名義の如く先づ軍事費を償還し其有餘を以て他の事業を擴張すべし是れ實に平易單純なる處置にして他の奇道に依るべからずと云ふ所以なり若し其有餘のみを以て兵備擴張に不足あるときハ更に公債を起すも可なり其事の容易なるハ前に既に述べたるが如し且若し軍事費を速に償還せざれバ其利子のみにても年々數百萬圓ハ國庫の負擔と爲る之を支辨するの方法をも講ぜざるべからず戰勝て多額の

償金を得ながら猶人民の負擔を增加するハ爲政者の得計にあらず仮令へ直接に負擔を增さずとも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得を以て生活をなすものにハ負担を增加したると同じ結果を受くるなり

以上の所論ハ眞の大体論にて其詳細なる精算ハ各事々實に付調査したらバ數字上大に疎漏なる所あると免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きハ果して何程なれバ十分なるやハ未だ研究せざれども償金使用の大体に於てハ此方針に隨て處理せバ國家に利益を與ふること最大なりと信ず

此償金處分の方法ハ速に之を決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟をなさしむるハ尤必要のことなり其經濟の觀念に至てハ人各々異る所あるべしと雖も要ハ公衆として此巨額資金の使途如何を疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるなり當局者ハ可成速に議會を開き是等の方針を議定せしむべき義務あり又議定せしむる方國家の爲得策なりと信ず獨乙國に於てハ皇帝佛國より凱旋の時直に臨時議會を招集し新領地に關する處分法及償金の處分法をも議定せしめ益々上下一致和氣雍々の際に此戰局を收めたりと云我當局者の明知なる是等の事を知ざりしにあらざるべし而して事此に出ざるハ別に事情の存するものならん局外者の知る能ざる所なり然れども通常の會期までハ猶數月あり故に此通常會を例よりも早くするとも又ハ臨時議會を招集するともして成るべく速に新領地に關する法律案及償金の處分法を議定せしめられんことを希望して已まざる所なり

明治廿五年三月八日遞信省認可
明治廿八年七月九日印刷
第六千四百四十六號
讀賣新聞附錄

發行兼編輯人　湊　利吉
印刷人　山崎次郎
發行所　東京銀座一丁目一番地
合名會社　日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

尾崎三良演説

戰後財政策

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇ある論あるにあらず予の所論ハ最も平易單純あるものあり但し此平易單純ある論の却て今日に適當あることを信ぜ

今日戰後の財政論と云へバ先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人ハ此償金處分のことに付非常に憂慮と爲し其論說新聞に雜誌に數々散見する所あれども今日まで未だ予の全く同意を表すべきものあると見ざ戰敗國の財政こそ非常に困難あるべき筈あれども戰勝國特に數億圓の償金を獲收する國に在てハ財政の困難あるべき道理あるべからず之と商賈に譬へバ商法に於て其目的を達し巨萬の利益を得たるが如し其失敗者こそ非常に困難あるべしといへども其勝者即ち利益を得たるもの〻困難あるべき道理あるべからず蓋し國家の經濟ハ非常に複雜したるものあるが故に將來の事を杞憂する論者もあれども戰後の財政策ハ或る論者の如く國家に危險あるものにあらざ予の意見にてハ誠に平易單純あるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ずるものを開陳して諸君の敎訓と乞はんとす

金三億圓　是れ我今後に收入する所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收すべきテールハ海關銀と云ひ海關銀壹兩ハ我一圓五十錢餘ありと云故に二億兩の代金と參億圓と仮算し大ある差誤ハあかるべしと信ず

此內一億五千萬圓ハ臨時軍事費の消却に充つべし

抑も軍事費ハ初發より本年五月三十一日迄の調査に依れバ一億二千六百十二萬餘圓と消費せりと云內收入の分左の如し

軍事公債　六千四百五十萬圓

國庫剩餘金　二千七百五十萬圓

此內廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
内 二千二百萬圓ハ他歳項流用ニ依り一時ノ繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より借り入るべきものあれバ此中に包含せしむ）
合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰と爲る）

右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまでハ總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あかるべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常費に於て凡そ五百萬圓の剰余ありと聞く此外獻金高二百八十萬圓餘陸海軍雜収入凡そ百萬圓餘あり今之と軍事費に流用するものとすれバ此上別段借入れ金と爲さゞして辨ずることと得べし

支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る十一月までに収入するものとす此内より先づ日本銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（内二千二百萬圓ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ又臺灣の新設事業の内海底電線と尤急務とす此費金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要それとハいかゝるべしと信ず故に兵備擴張の重ある費用ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨することとして差支あかるべし

別途多額の費用と要せざるべしと信ず

又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざる獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたるもの幾萬人獨逸に於ても此等の人民の損害と賠償そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タールレル」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在て此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分ありと信ず

又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足とすれバ今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨する見込あり

次に明年五月までに収入そるべき金額七千五百萬圓外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年金恩給及遺族扶助料の基本金ハ如何に充つべし

獨逸國に於ても償金の内より軍人の年金恩給金の基本金と以て若干の金額と取除け置き之と政府に托し其利益金と以て年金と支拂ふことにあり居れりと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ずる利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以て得策ありと信ず

サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題にして此基本金ハ之と政府に托し其利益と以て年金と支拂ふことにあり居れりと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ずる利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以て得策ありと信ず

サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題にして此基本金ハ之と政府に托し其利益金

して未だ此高利の國債と償還せざるの頗る其當と失せり或ひ曰く此借入金の明治三十年迄の約束あれば中途にして之と返へそことと得ざと然らば高利の金祿公債の如何是れの明治三十九年までに漸次抽籤と以て償還そるの約束にあらざや之とも顧みざして僅々三四年間に悉く償還したるにあらざや若し情義から云へば此公債こそ最初の契約と履行すべき理由あり如何とあれの此公債の轉々賣買して之と買ふものの凡そ其年期と豫期し其將來の收入と計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然るに一朝其約束と短縮して之と拂戻そときの現に一割以上の損失に歸そるあり第十五銀行の借入金の此損失と生せざ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たざるも經濟上の情況に依り之と返還するとも又の利子と低下そるとも公衆に損害と與ふるの害あし而して事是に反するの予の解そる能はざる所あり又或ひ曰く十五銀行の借入金の明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものの特別の義務と盡したるものあり然るに其恩義と思はざ世上の金利低落したりとて銀行の不便とも顧みざ期限内に之と返却せんとそるの甚だ自分勝手の所爲にあらざやと是れ唯だ其一面と見て未だ全体と見たるの論にあらざ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣の則ち政府に於て製造して之と十五銀行に交付して更に之と政府に借入たるあり當時若し政府に於て自ら紙幣と製造して之と使用したらば利子と拂ふの義務あく國家の利益たるの論と待たざ當時予の其迂と論じたれざも是れ必竟華族と保護するの精神に出でたるものなれば其正論の貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣と一時に十五銀行に使用せしめたらば如何千五百萬圓の紙幣と一銀行にて運轉するの容易の業にあらざ若し強ひて之と流用運轉したりしあらば必ざや缺損と生じたりしおらん然らば此貸金の銀行の爲にの非常の恩惠にして國家の爲にの此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓と損したりと云べし其恩義の却て政府より銀行に與へたるものあり然ると今之と以て國家に對し義務と盡したりと云論者の迂も亦甚しからざや

五百萬圓と台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ヶ年に此額の消費そるものと仮定す經常費の師團の維持費及行政民政廳の費用とし臨時費の官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とそ尤も台灣全島の收入も何程かのあるべしと雖も最初暴民の餘勢と受け人民撫恤の爲め專ら力と效そべきの時あると以て收入の至て小額あるべし故に經常費の大部分の本國より補足そべきものとして如此

百萬圓の威海衛占領費の補足とし威海衛の占領費の支那より毎年五十萬両と供そる筈なれざも是にて不足あるべきと以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓と引去り殘り三千三百十二萬五千圓とある此金額と以て兵備擴張一年間の費用と仮定せば盖し不足あからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費の内陸海軍に關そるものと包含そるものとそ

此計畫によれば軍事費の内日本銀行當坐借入金と返し猶軍事公債の内半額即ち四千萬圓丈の來年五月中すでに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金と扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓と以て兵備擴張一ヶ年の費用に充つることと得、遼東半島占領に關する費用の別に支出する所あるべきと以て此にの署そ

明治三十年度よりの毎年々賦として二千五百萬圓と殘金の利子と併せて收取そべき筈に付

三十年度にの則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にの合計三千百二十五萬圓
三十二年度にの合計三千萬圓
三十三年度にの合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にの合計二千七百五十萬圓
三十五年度にの合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ケ年分合計一億七千六百二十五萬圓

○內四千萬圓ハ軍事公債の殘高ヲ此六ケ年の間に漸次に償還すべし

○二千三百萬圓ハ國庫剩餘金の內ヘ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の內ヲ以て貯藏し置くべし此內又凡ソ五百萬圓ヲ繼續費の方ヘ使用し千八百萬圓ヲ以て非常軍備とするも充分あるべし尤繼續費ハ廿八年度以降ハ當該年度の收入ヲ以て支辨そるとおしたれバ是れも亦必要あらざるべし

抑今般我兵ヲ速に海外に派出することヲ得たるハ全く此剩餘金のあるに依れりと云普魯西にハ初め此非常軍備金ハ三千萬「ターレル」あり是ヲ以て佛國と戰端ヲ開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵ヲ國境に出すことヲ得たるハ全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後に於て償金の內より四千萬「ターレル」ヲ非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」(我三千萬圓)あれバ我邦にてハ二千萬圓あれバ足れりとす

抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣ヲ平常空く庫中に埋藏することに付てハ利害得失の論あれども事冗長あれバ此にハ畧ヲ予ハ前陳の如き金額ヲ平常に備へ置くことヲ以て得策とそるものあり

○一千萬圓ハ臺灣經常臨時費合計此六ケ年間の不足ヲ補ふべし

但し臺灣ハ三四年內にハ其行政民政ハ畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成効すべきヲ以て同島の統治費ハ則ち同島の收入ヲ以て支辨そる事ヲ得べし但し同島の收入今日までの經驗に依れバ一年凡ソ三百萬圓ありと聞く同島統治費ヲ大凡三百萬圓(一旅團費及び行政費合計)ヲそれバ單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等ハ漸次同島の收入ヲ以て之ヲ償還するの目的ヲ立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔ヲ增そが如きハ國家統治の上にて可成避ざるべからざるあり

抑も臺灣ハ今日までの如き不紀律の政治の下に在てすら猶相當の收入ありとせバ前陳の如く多額の資金ヲ投じて之ヲ改良整理し且つ行政民政理財等其宜ヲ得バ數年の後ハ必らず其元入れ資金ヲ回收し猶定期航海補助費等ヲも與ふるの餘地ヲ生ずべしと信ず

沖繩縣ハ其收入年々四五十萬圓(沖繩ハ物品稅あると以て物價の高低に依り差異あり)其統治費ヲ支辨して猶餘りあり況んや臺灣ハ其面積ハ十數倍地味の膏腴ある沖繩に優ること數等ありヲ云將來臺灣島の多望あること知るべし

○三百萬圓ハ威海衛占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵ヲ減ずるも可あり隨て費用も減ずべし是れにて五六年ヲ支ゆべし

○二百萬圓ハ軍事公債の利子ヲ支拂ふものとす此利子ハ公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に仮定して十分ありと信ず

差引殘金九千八百二十五萬圓とある是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓ヲ合して一億三千百三十七萬五千圓とある是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費そることヲ得るの計算あり其每年各款の分配額ハ當局者にあらざれバ之ヲ詳悉そること能はず此にハ只大体の方針ヲ示そのみ

尤此額にてハ砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或ハ不足ヲ告ぐるも計りがたし若し其場合に至らバ臨時國防公債ヲ起して之ヲ辨ずるも可あり、

其利子消却のため低利の整理公債ヲ發行して今日現有の高利公債ヲ償還それバ利子に於て凡ソ二百二三十萬圓の剩餘ヲ生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之ヲ四分の公債に引換ふるときハ二百二十六萬圓ヲ得之ヲ根本として更に公債ヲ募るときハ人民に些の負擔ヲ增すことなく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して猶五千萬圓餘の資金を得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等を豫想するに五六年の後には四分利公債を發行すること容易なりと信ず

此外に遼東半島を返還するに付ては必ず相當の償金を得べし此金額は未定なるも少くも一億両は下らざるべし是れは國防兵備擴張費の不足を補ひ其一部は鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出税廢止監獄費國庫支辨及殖産工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れは未定のことに付姑く爰に之を畧す

以上論ずるが如くなるときは鉄道の延長に隨ひ益益收益を增し輸出税の廢止に付内外貿易益々繁盛に且其内に改正條約の實施等に依り關税も追々增加し隨て新税增税等の痛苦なくして國庫富實に赴き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きは此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金とを以て之を支辨すること難からざるべしと信ず蓋し此剩餘金は從來の計畫にては多くは兵備擴張の繼續費に使用するの目的なりしが此度臨時收入の償金を以て專ら兵備擴張費に充るときは從來の繼續費の大部分は不用に歸するに依り年々國庫の剩餘金も亦隨て多額なるべし此金額は大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額は四五年後には少くも四五百萬圓はあるべしと信ず然るとき政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓は陸海軍擴張後の經常費に增加することを得べしと信ず若し猶不足ありて增税を要するときは造酒税を增加して不足を補ふべし紛々として新税を起し又は小額にして手數の煩雜を增し人民直接の感觸を惡くするが如き税法變更は成るべく避くべきなり

兵備の擴張に付最も多額を要し且經常費に於て多額の增加を要するものは海軍なりとす樺山前海軍大臣の衆議院に於て爲したる演舌を聞くに我海軍、前途最終の目的は二十二萬噸の軍艦を浮べざ

るべからず然れども此目的を達するには容易の事業にあらざると以て先づ十二萬噸の軍艦は必ず數年を期して成就せざるべからずと然り我邦將來は二十二萬噸位の艦を浮ぶの覺悟なかるべからず然れども是れ短歲月を期して成し難し故に先づ六七年の間にせめては十五萬噸の極堅牢なる軍艦を成就せざるべからず現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の内戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽なるものを除き强壯なるものゝみを精撰したらば其實數は餘程減ずべし此外現今製造中に係るもの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造するもの凡そ六七萬噸を成就せば十五萬噸に達すべし其維持費如何を從來の軍艦費に依り推算すれば凡そ四百萬圓を增加すれば可ならん之に年々の老朽減を補充する爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加と仮定すべし又陸軍の擴張により經常費の增加を要すべしと雖も海軍に比しては餘程小額にて足べしと信ず尤も臺灣派遣の軍隊は臺灣費の内に包含せしむべし但予は兵備擴張の程度は果して何程までを以て最も今日に適當とするやは十分なる意見を持せず之を要するに擴張後經常費の增加も成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓を以て支辨せんと欲す若し不足ありて已を得ざる時は其補足は酒税に資し而して他税に及ぼすべからずとの説なり、

償金の處分は右之通確定するものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何なる影響を受くべきやは今日に於て論及せざるべからざるなり

或は曰く軍事公債を一時に償還すれば民間經濟上の變動を起し爲めに會社熱投機心を增長せしめ隨て弊害百出し又終に金融の逼迫恐慌となり實業界を萎微せしむべし獨逸の殷鑑遠からず故に償金を得るも軍事費の償還は後にし先づ之を以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

のハ貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞやそれ程償金が國家の害とあるものならバ戰勝者ハ何故に敵國と強迫してまでも之を獲收せんとするや是れ必竟事業勃興過度の結果ハ經濟上の恐慌となり數多の破産者を生じ一時ハ實業界を萎微せしむることあるを以て直ちに國家の衰退と速了誤認するの僻論ならん是れ或る有數個人の利害と國家の利害とを混淆したるの誤見なり

或ハ獨逸國に於て一時多額の償金を國内に流出したる波瀾を見て獨逸ハ戰爭に勝て經濟上に於て大に敗北せりとて非常に償金を恐るゝ者あり蓋し獨乙に於てハ一時多額の償金を得て軍事費を消却し猶諸事業に多額の放銀を爲したるに依り民間の事業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百圓拂込の株券ハ二百五六十圓に騰貴し又一年ならざる内に其過度の結果經濟上の恐慌を來し百圓の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリン」市中破産者夥く頗る慘狀を極めたりと云然れども之を以て獨逸國ハ衰退せりとも微弱になりたりとも云ふべからず獨逸國ハ依然富裕に進みつゝあることハ蓋し疑ふべからざる事實なり

抑國家の進運に向ふときハ必ず波瀾を起し其波瀾の際に人民の資産に動搖を生じ貧富位地の顚倒するハ寧ろ自然の數なりと云ふべし蓋し一國内各般の事業一齊に進むにあらず或るものハ非常の速力を以て進み或るものハ遲々として進まず之を早く云へバ凡そ社會の進運百般平等に進まずして其釣合の不平均なるに依り一時の波瀾を生ずるなり凡そ何國を問はず皆此幾多の波瀾を經て今日の富強に至りたるなり徒らに波瀾を恐れて只管人爲を以て之を撿束せんとするときハ却て其發達を妨げ國家の進歩を遲緩ならしむるの結果あらん

予初め獨逸國に遊びしハ千八百七十二年の春にて則佛國凱旋の翌年なり故に未だ戰勝の影響を受けざるの時なり其都府「ベルリン」ハ人口僅に八十

萬にして龍動巴里を經て到る時ハ其家屋道路及百般の情況ハ殆ど東京と出でゝ名古屋又ハ廣島に到りたる位の感想なりし當時三五の同行者と共に「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街を徘徊し之を評して一の田舍町なりと云ひしことハ猶記臆に存せり併し當時戰勝後のことゝて所々新築及道路の改修等百般の工事盛なりしことハ記憶せり其後凡そ八年を經て千八百八十年即ち明治十三年露國赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改り宮殿堂宇の莊麗なる家屋道路公園戲場の宏壯清潔なる巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況なりし人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々する獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふハ正に此間にあり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の間にあり然れバ獨乙國の富裕ハ此間といへども猶進みつゝありしとハ蓋し疑ふべからざる事實なり又或ハ云はん「ベルリン」府ハ佛國戰爭までハ單に普魯西國の都府なりしに其後ハ獨乙帝國の都府となり獨乙聯邦の人民此に輻輳したるに依り其繁榮と見るに至りたるなりと或ハ幾分か其結果もあらん然らバ單に普魯西一國の財政に付て之を考査するに同國千八百七十一年即ち未だ戰爭の利益を受けざる時の豫算を見るに歳入總計英貨にして二千五百萬磅餘なりしが千八百八十五年にハ六千七百萬磅餘となり千八百九十二年即ち一昨々年の豫算と見るに九千四百七十萬磅餘となる如斯驚くべき進歩となしたりといへども人民にハ別段直接の増税を負擔したることもなく又此際に土地領分の増加したるにもあらず其増額の尤も著しきものハ鉄道の収益とす

然れバ普魯西國人民負擔の苦痛を感ぜずして僅々此二十年間に殆ど四倍近くの歳入を増加したり尤も戰勝償金の原因にあらずと雖ども世界の大勢上多少國力の進歩ハありしなるべしと雖も斯の如き大進歩ハ戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざる可らざるなり、之を云ひ替ふれバ獨乙國ハ償金

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖も此波瀾たる偶々以て國富進運の階梯たりしに相違かし必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりとい眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入を見るに明治七年度にい七千三百萬圓餘十七年度にい七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算い八千四百萬圓餘あり此内明治九年の減租及廿二年の特別減租合計千二百餘萬圓い造酒税の増加に依り殆ど増減相比敵すべし此外印紙税醬油税菓子税の如き新設税源と除き自然の増加するも猶我終局の失敗と危まざるものあし其意謂のみと算したらば我邦此二十年間の増加い僅々數百萬圓に過ぎざ彼の普魯西國の同期間に殆ど四倍の増加と比較したらば眞に驚くべき差違にあらざや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝をかりしときい如何仮令へ少小の進歩いありしあるべしと雖も今日の如き獨乙國の富強と見ることあかるべし隨て普魯西國い英佛等に對していい依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費い速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝い我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致す所たるに相違あしといへざも而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとを忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民を畏敬するの念慮を起さしめたり蓋し彼れ外人い我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危まざるものあし其意謂へらく日本い其憑悍の性一時の勇氣に依り支那兵を打破るも支那い大國其財源い無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮そることあかるべく之に反して戰爭永びくときい日本い其兵憑悍ありといへざも其財源に窮し終にい敗者に歸すべしと我國民中にも或い此点と危ぶみ外債論と主張したるものあり然るに幸に當局者い斷然之と排斥して專ら内債に依ることゝなせり而して我國

民愛國義氣の盛ある果して能く此奇功と奏そることと得たり

我新進幼稚の國に在て殆ど一ヶ年に亘る間海外に大戰爭と爲し外債に依らずして財源の困窮と告げざりし功い海陸軍人戰闘の功と殆ど相伯仲そと云ふも溢譽にあらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國と屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額い他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價と下落せしめ此等の者の損失と大あらしむるい策の得たるものにあらざるのみあらず大に國民の信用と害し他日有事の際多額の公債と要そる時に當り恐らくい此度の如き好結果と得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信と措かず必要の公債募集に應せざるが如きことあらば國家の不祥之より大あるものあらず

尤此公債い整理公債條例に依り初め五年据置きの約束あれば今急に償還せずとも法律上異議の容るべきとあけれども敵國と戰ひ勝て多額の償金と得たるとき先づ此軍事費と償還そるい名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑あしされば初め媾和使張陰桓の來りしとき若し媾和速に成れば軍事公債の拂込或い中止せらるべしと言觸らしたることあり是れ他あし軍事公債い所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれば最早其費用い不用とあり從て其拂込と必要とせざるに至るべしと想像するも強ち不當の考と言ふべからず今其敵に打勝て我軍費と償はんが爲めとて強て敵國より取立たるい即内外に公言して此軍費と消却せんとそるにあり故に其償金い第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべきい當然のことありとす若し又其所有主にして其返還と望まざる初めの定約の如く五年据置きと望まば整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減ずべし而して其影響い同じく軍事公債に及ぶべし

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずるハ我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くハ射倖的の性質を有するものなり當時戰爭ハ何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要を生じ從て價格の低落せるときハ前の應募者ハ非常の損害を受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金を得て速に償還せらるゝときハ非常の利益を受くるなり是れ射倖契約に依る貸方の利益に歸するものなり隨て一般の利子を低減し後來有事に際し一段低利の公債を發行するも必ず今日に倍するの好結果あらん加之一般の利子低下するときハ平常に在てハ益々低利の公債を發行して高利の公債を償却し以て國家を利し又之に依て以て國家の經營すべき鉄道其他の事業を進捗せしめ依て以て民間の事業を發達せしめ益々國家の進運を助成すべし

之に反し敵國より得たる償金を專ら他の費途に充て軍事公債の償還を後にする時ハ其名義に背くハ頓着せずとするも實際我國民に對する默約に違ひ爲めに愛國者の精神を沮喪するのみならず公債の額國力に對し過度なるときハ一般の利子低下せず平時に在てハ國家事業の發達を遲緩ならしめ有事に際し俄かに公債を募集せんとするも人民ハ前日の失敗に懲り遲疑して容易に應ぜざるべし必ずや非常の高利にあらざれバ之を募集すること能はざるべし若し將來外征の事起るに當り國民一般斯の如きの情況に在るときハ國家ハ非常の困難に陷るべし故に曰く敵國の償金ハ其名義の如く先づ軍事費を償還し其有餘を以て他の事業を擴張すべし是れ實に平易單純なる處置にして他の奇道に依るべからずと云ふ所以なり若し其有餘のみを以て兵備擴張に不足あるときハ更に公債を起すも可なり其事の容易なるハ前に既に述べたるが如し且若し軍事費を速に償還せざれバ其利子のみにても年々數百萬圓ハ國庫の負擔と爲る之を支辨するの方法とも講ぜざるべからず戰勝て多額の

償金を得ながら猶人民の負擔を增加するハ爲政者の得計にあらず仮令へ直接に負擔を增さずとも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得を以て生活をなすものにハ負担を增加したると同じ結果を受くるなり

以上の所論ハ眞の大体論にて其詳細なる精算ハ各事々實に付調査したらバ數字上大に疎漏なる所あると免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きハ果して何程なれバ十分なるやハ未だ研究せざれども償金使用の大体に於てハ此方針に隨て處理せバ國家に利益を與ふること最大なりと信ず

此償金處分の方法ハ速に之を決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟をなさしむるハ尤必要のことなり其經濟の觀念に至てハ人各々異る所あるべしと雖も要ハ公衆として此巨額資金の使途如何を疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるなり當局者ハ可成速に議會を開き是等の方針を議定せしむべき義務あり又議定せしむる方國家の爲得策なりと信ず獨乙國に於てハ皇帝佛國より凱旋の時直に臨時議會を招集し新領地に關する處分法及償金の處分法とも議定せしめ益々上下一致和氣雍々の際に此戰局を收めたりと云我當局者の明知なる是等の事を知ざりしにあらざるべし而して事此に出ざるハ別に事情の存するものならん局外者の知る能ざる所なり然れども通常の會期までハ猶數月あり故に此通常會を例よりも早くするとも又ハ臨時議會を招集するともして成るべく速に新領地に關する法律案及償金の處分法を議定せしめられんことを希望して已まざる所なり

明治廿五年三月八日遞信省認可
明治廿八年七月九日
第六千四百四十六號　讀賣新聞附錄

發行兼編輯人　湊　利吉
印刷人　山崎次郎
發行所　東京銀座一丁目一番地
合名會社　日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

尾崎三良演說

戰後財政策

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇ある論あるにあらず予の所論い最も平易單純あるものあり但し此平易單純ある論の却て今日に適當ることと信ぜ

今日戰後の財政論と云へば先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人い此償金處分のことに付非常に憂慮を爲し其論説新聞に雜誌に數々散見する所あれども今日までい未だ予の全く同意と表すべきものあると見ず戰敗國の財政こそ非常に困難あるべき筈あれども戰勝國特に數億圓の償金を獲収する國に在ていい財政の困難あるべき道理あるべからず之と商賈に譬へば商法に於て其目的と達し巨萬の利益と得たるが如し其失敗者こそ非常に困難あるべしといへども其勝者即ち利益と得たるもの〻困難あるべき道理あるべからず蓋し國家の經濟い非常に複雜したるものあるが故に將來の事と杞憂する論者もあれども戰後の財政策い或る論者の如く國家に危險あるものにあらず予の意見にていい誠に平易單純あるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ずるものと開陳して諸君の教訓と乞はんとす

金三億圓　是れ我今後に收入する所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收すべきテールい海關銀と云ひ海關銀壹両い我一圓五十錢餘りと云故に二億両の代金と參億圓と仮算し大ある差誤いあかるべしと信ず

此内一億五千萬圓い臨時軍事費の消却に充つべし

抑も軍事費い初發より本年五月三十一日迄の調査に依れべ一億二千六百十二萬餘圓と消費せりと云

内收入の分左の如し

軍事公債　六千四百五十萬圓

國庫剩餘金　二千七百五十萬圓

此内廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
内 二千二百萬圓ハ他歳項流用ニ依り一時ノ繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より借り入るべきものあれバ此中に包含せしむ）

合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰と爲る）

右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまでハ總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あかるべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常費に於て凡そ五百萬圓の剰余ありと聞く此外獻金高二百八十萬圓餘陸海軍雜収入凡そ百萬圓餘あり今之と軍事費に流用そるものとそれバ此上別段借入れ金と爲さゞして辨ぜることと得べし

支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る十一月までに収入そるものとす此内より先づ日本銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（内二千二百萬圓ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債の内二千萬圓と償却し猶借入金及公債の利子として凡そ三百五十萬圓と支拂ふべし（利子ハ拂込借り入及び拂ひ戻しの期日に依り算出そべきものあれバ精細ある算當ハ得がたしといへども先三百五十萬圓と仮算して不足あしと信ず）此三口合計五千九百五十萬圓と引き殘りの内一千五百萬圓ハ來年五月までの臺灣統治費防備費軍艦修繕費兵器彈藥の復舊仕入其他臨時費に充つべし又此内軍人遺族救助扶助及軍夫負傷者及遺族の救助に充つる費用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要それども此十一月までにハ實際此上に支拂と要そることハあかるべしと信ず故に兵備擴張の重ある費用ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨することゝして差支あかるべし

又臺灣の新設事業の内海底電線と尤急務とす此費金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ

別途多額の費用と要せざるべしと信ず

又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからず

獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたるもの幾萬人獨逸に於ても此等の人民の損害と賠償そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タレール」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在て此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分ありと信ず

又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足とす尤も今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨する見込あり

次に明年五月までに収入そべき金額七千五百萬圓外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし

又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからず

獨逸國に於ても償金の内より軍人の年金恩給金の基本金として若干の金額と取除け置き之と政府に托し其利益金と以て年金と支拂ふことにあり居れりと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ずる利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以て得策ありと信ず

サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題あり予の意見にてハ國家の負擔そる債務の内最も高利のものと返還して其れが爲めに剰そ所の利子金と以て之に充つべし則ち先づ第十五國立銀行の借り入金千萬圓と返還すれバ此利子七十五萬圓と得餘の千萬圓ハ整理公債と償還して五十萬圓と得合計百二十五萬圓あれバ先づ不足と感ぜることあかるべし

第十五國立銀行の借り入れ金ハ今日に在て非常の高利あり當局者に於て他の高利の公債と償還

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して未だ此高利の國債を償還せざるの頗る其當を失せり或ひと曰く此借入金の明治三十年迄の約束あれば中途にして之を返へすことを得ざると然らば高利の金祿公債の如何是れの明治三十九年までに漸次抽籤を以て償還するの約束にあらざや之とも顧みざして僅々三四年間に悉く償還したるにあらざや若し情義から云へば此公債こそ最初の契約を履行すべき理由あり如何とあれの此公債の轉々賣買して之を買ふものの凡そ其年期と豫期し其將來の收入を計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然るを一朝其約束を短縮して之を拂戻をときき現に一割以上の損失に歸するあり第十五銀行の借入金の此損失を生ぜざ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たざるも經濟上の情況に依り之を返還するとも又の利子を低下するとも公衆に損害を與ふるの害あし而して事是に反するの予の解する能はざる所あり又或ひと曰く十五銀行の借入金の明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものの特別の義務と盡したるものあり然るに其恩義と思はざ世上の金利低落したりとて銀行の不便とも顧みざ期限内に之を返却せんとするの甚だ自分勝手の所爲にあらざやと是れ唯だ其一面を見て未だ全體を見たるの論にあらざ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣の則ち政府に於て製造して之を十五銀行に交付して更に之を政府に借入たるあり當時若し政府に於て自ら紙幣を製造して之を使用したらば利子を拂ふの義務あく國家の利益たるの論を待たざ當時予の其迂を論じたれざも是れ必竟華族を保護するの精神に出でたるものなれば其正論の貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣を一時に十五銀行に使用せしめたらば如何千五百萬圓の紙幣を一銀行にて運轉するの容易の業にあらざ若し強ひて之を流用運轉したりしあらば必ざや缺損と生じたりしあらん然らば此貸金の銀行の爲に非常の恩惠にして國家の爲にの此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓を損したりと云べし其恩義の却て政府より銀行に與へたるものあり然るを今之を以て國家に對し義務を盡したりと云論者の迂も亦甚しからざや

五百萬圓を台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ケ年に此額の消費するものと仮定す經常費の師團の維持費及行政民政廳の費用とし臨時費の官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とざ尤も台灣全島の收入も何程かのあるべしと雖も最初暴民の餘勢を受け人民撫恤の爲め專ら力を效ざべきの時あると以て收入の至て小額あるべし故に經常費の大部分の本國より補足ざべきものとして如此

百萬圓の威海衛占領費の補足とし威海衛の占領費の支那より毎年五十萬両と供ざる筈なれざも是にて不足あるべきと以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓を引去り殘り三千三百十二萬五千圓とある此金額を以て兵備擴張一年間の費用と仮定せば蓋し不足あからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費の内陸海軍に關するものを包含するものとざ

此計畫によれば軍事費の内日本銀行當坐借入金を返し猶軍事公債の内半額即ち四千萬圓丈の來年五月中ざでに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金を扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓と以て兵備擴張一ケ年の費用に充つることを得、遼東半島占領に關するの費用の別に、支出する所あるべきと以て此にの署ざ

明治三十年度よりの毎年々賦として二千五百萬圓殘金の利子と併せて收取ざべき筈に付

三十年度にの則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にの合計三千百二十五萬圓
三十二年度にの合計三千萬圓
三十三年度にの合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にの合計二千七百五十萬圓
三十五年度にの合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ヶ年分合計一億七千六百二十五萬圓

○內四千萬圓ハ軍事公債の殘高ヲ此六ヶ年の間に漸次に償還すべし

○二千三百萬圓ハ國庫剩餘金の內ヘ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の內ヲ以て貯藏し置くべし此內又凡ソ五百萬圓ヲ繼續費の方ヘ使用し千八百萬圓ヲ以て非常軍備とするも充分あるべし尤繼續費ハ廿八年度以降ハ當該年度の收入ヲ以て支辨そるとあしたれバ是れも亦必要あらざるべし

抑今般我兵ヲ速に海外に派出することヲ得たるハ全く此剩餘金のあるに依れりと云普魯西にハ初め此非常軍備金ハ三千萬「ターレル」あり是ヲ以て佛國と戰端ヲ開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵ヲ國境に出そことヲ得たるハ全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後ニ於て償金の內より四千萬「ターレル」ヲ非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」（我三千萬圓）あれバ我邦にてハ二千萬圓あれバ足れりとす

抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣ヲ平常空く庫中に埋藏することに付てハ利害得失の論あれども事冗長あれバ此にハ畧そ予ハ前陳の如き金額ヲ平常に備へ置くことヲ以て得策とそするものあり

○一千萬圓ハ臺灣經常臨時費合計此六ヶ年間の不足ヲ補ふべし

但し臺灣ハ三四年內にハ其行政民政ハ畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成効すべきヲ以て同島の統治費ハ則ち同島の收入ヲ以て支辨そる事ヲ得べし但し同島の收入今日までの經驗に依れバ一年凡ソ三百萬圓ありと聞く同島統治費ヲ大凡三百萬圓（一旅團費及び行政費合計）とそれバ單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等ハ漸次同島の收入ヲ以て之ヲ償還するの目的ヲ立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔ヲ增そが如きハ國家統治の上にて可成避ざるべからざるあり

抑も臺灣ハ今日までの如き不紀律の政治の下に在てすら猶相當の收入ありとせバ前陳の如く多額の資金ヲ投じて之ヲ改良整理し且つ行政民政理財等其宜ヲ得バ數年の後ハ必らず其元入れ資金ヲ回收し猶定期航海補助費等ヲも與ふるの餘地ヲ生ずべしと信ず

沖繩縣ハ其收入年々四五十萬圓（沖繩ハ物品稅あると以て物價の高低に依り差異あり）其統治費ヲ支辨して猶餘りあり況んや臺灣ハ其面積ハ十數倍地味の膏腴ある沖繩に優ること數等ありと云將來臺灣島の多望あること知るべし

○三百萬圓ハ戚海衛占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵ヲ減ずるも可あり隨て費用も減ずべし是れにて五六年ヲ支ふべし

○二百萬圓ハ軍事公債の利子ヲ支拂ふものとそ此利子ハ公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に仮定して十分ありと信ず

差引殘金九千八百二十五萬圓とある是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓ヲ合して一億三千百三十七萬五千圓とある是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費そることヲ得るの計算あり其每年各款の分配額ハ當局者にあちざれバ之ヲ詳悉そることハ能はず此にハ只大體の方針ヲ示そのみ

尤此額にてハ砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或ハ不足ヲ告ぐるも計りがたし若し其場合に至らバ臨時國防公債ヲ起して之ヲ辨ずるも可あり、其利子消却のため低利の整理公債ヲ發行して今日現有の高利公債ヲ償還それバ利子に於て凡ソ二百二三十萬圓の剩餘ヲ生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之ヲ四分の公債に引換ふるときハ二百二十六萬圓ヲ得之ヲ根本として更に公債ヲ募るときハ人民に些の負擔ヲ增すことなく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して猶五千萬圓餘の資金を得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等を豫想するに五六年の後には四分利公債を發行することを容易ありと信ず

此外に遼東半島を返還するに付ては必ず相當の償金を得べし此金額は未定なるも少くも一億圓は下らざるべし是れは國防兵備擴張費の不足を補ひ其一部は鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出稅廢止監獄費國庫支辨及殖產工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れは未定のことに付姑く爰に之を畧す

以上論ずるが如くあるときは鐵道の延長に隨ひ益益收益を增し輸出稅の廢止に付內外貿易益々繁盛に且其內に改正條約の實施等に依り關稅も追々增加し隨て新稅增稅等の痛苦なくして國庫富實に赴き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きは此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金とを以て之と支辨することが難からざるべしと信ず蓋し此剩餘金は從來の計畫にては多くは兵備擴張の繼續費に使用するの目的ありしが此度臨時收入の償金を以て專ら兵備擴張費に充るときは從來の繼續費の大部分は不用に歸するに依り年々國庫の剩餘金も亦隨て多額あるべし此金額は大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額は四五年後には少くも四五百萬圓はあるべしと信ず然るときは政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓は陸海軍擴張後の經常費に增加することを得べしと信ず若し猶不足ありて增稅を要するときは造酒稅を增加して不足を補ふべし紛々として新稅を起し又は小額にして手數の煩雜を增し人民面接の感觸を惡くするが如き稅法變更は成るべく避くべきあり

兵備の擴張に付最も多額を要し且經常費に於て多額の增加を要するものは海軍なりとす樺山前海軍大臣の衆議院に於て爲したる演舌を聞くに我海軍は、前途最終の目的は二十二萬噸の軍艦を浮べざるべからざるを然れども此目的を達するには容易の事業にあらざるを以て先づ十二萬噸の軍艦は必ず數年を期して成就せざるべからざるを然り我邦將來は二十二萬噸位の艦を浮ぶの覺悟あるべからざれども是れ短歲月を期して成し難し故に先づ六七年の間にせめては十五萬噸の極堅牢ある軍艦を成就せざるべからざる現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の內戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽あるものと除き強壯あるものゝみを精撰したらば其實數は餘程減ずべし此外現今製造中に係るもの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造をるもの凡そ六七萬噸と成就せば十五萬噸に達をべし其維持費如何と從來の軍艦費に依り推算すれば凡そ四百萬圓と增加それば可あらん之に年々の老朽減を補充をる爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加と仮定すべし又陸軍の擴張により經常費の增加と要そべしと雖も海軍に比しては餘程小額にて足べしと信ず尤も臺灣派遣の軍隊は臺灣費の內に包含せしむべし但予は兵備擴張の程度は果して何程までと以て最も今日に適當とすらは十分ある意見と持せず之と要そるに擴張後經常費の增加は成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓と以ても支辨せんと欲若し不足ありて已を得ざる時は其補足は酒稅に資し而して他稅に及ぼすべからずとの說あり、

償金の處分は右之通確定そるものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何ある影響を受くべきやは今日に於て論及せざるべからざるあり

或は曰く軍事公債と一時に償還すれば民間經濟上の變動を起し爲めに會社熱投機心を增長せしめ隨て弊害百出し又終に金融の逼迫恐慌とあり實業界を萎微せしむべし獨逸の般鑑遠からず故に償金を得るも軍事費の償還は後にし先づ之と以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

のハ貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞやそれ程償金が國家の害となるものならバ戰勝者ハ何故に敵國と强迫してまでも之を獲収せんとするや是れ必竟事業勃興過度の結果ハ經濟上の恐慌となり數多の破産者を生じ一時ハ實業界を萎微せしむることあると以て直ちに國家の衰退と速了誤認するの僻論ならん是れ或る有數個人の利害と國家の利害とを混淆したるの誤見なり

或ハ獨逸國に於て一時多額の償金を國内に流出したる波瀾を見て獨逸ハ戰爭に勝て經濟上に於て大に敗北せりとて非常に償金を恐るゝ者あり蓋し獨乙に於てハ一時多額の償金を得て軍事費を消却し猶諸事業に多額の放銀を爲したるに依り民間の事業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百圓拂込の株券ハ二百五六十圓に騰貴し又一年ならざる内に其過度の結果經濟上の恐慌を來し百圓の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリン」市中破産者夥く頗る慘狀を極めたりと云然れども之を以て獨逸國ハ衰退せりとも微弱になりたりとも云ふべからず獨逸國ハ依然富裕に進みつつあることハ蓋し疑ふべからざる事實なり

抑國家の進運に向ふときハ必ず波瀾を起し其波瀾の際に人民の資産に動搖を生じ貧富位地の顚倒するハ寧ろ自然の數なりと云ふべし蓋し一國内各般の事業一齊に進むにあらず或るものハ非常の速力を以て進み或るものハ遲々として進まず之を早く云へバ凡そ社會の進運百般平等に進まずして其釣合の不平均なるに依り一時の波瀾を生ずるなり凡そ何國を問はず皆此幾多の波瀾を經て今日の富强に至りたるなり徒らに波瀾を恐れて只管人爲を以て之を撿束せんとするときハ却て其發達を妨げ國家の進歩を遲緩ならしむるの結果あらん

予初め獨逸國に遊びしハ千八百七十二年の春にて則佛國凱旋の翌年なり故に未だ戰勝の影響を受けざるの時なり其都府「ベルリン」ハ人口僅に八十

萬にして龍動巴里を經て到る時ハ其家屋道路及百般の情況ハ殆ど東京を出でゝ名古屋又ハ廣島に到りたる位の感想なりし當時三五の同行者と共に「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街を徘徊し之を評して一の田舍町なりと云ひしことハ猶記臆に存せり併し當時戰勝後のことゝて所々新築及道路の改修等百般の工事盛なりしことハ記憶せり其後凡そ八年を經て千八百八十年即ち明治十三年露國赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改り宮殿堂宇の莊麗なる家屋道路公園戲場の宏壯清潔なる巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況なりし人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々する獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふハ正に此間にあり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の間にあり然れバ獨乙國の富裕ハ此間といへども猶進みつゝありしとハ蓋し疑ふべからざる事實なり又或ハ云はん「ベルリン」府ハ佛國戰爭までハ單に普魯西國の都府なりしに其後ハ獨乙帝國の都府となり獨乙聯邦の人民此に輻輳したるに依り其繁榮と見るに至りたるなりと或ハ幾分か其結果もあらん然らバ單に普魯西一國の財政に付て之を考査するに同國千八百七十一年即ち未だ戰爭の利益を受けざる時の豫算を見るに歳入總計英貨にして二千五百萬磅餘なりしが千八百八十五年にハ六千七百萬磅餘となり千八百九十二年即ち一昨々年の豫算を見るに九千四百七十萬磅餘となる如斯驚くべき進歩となしたりといへども人民にハ別段直接の增稅を負擔したることもなく又此際に土地領分の增加したるにもあらず其增額の尤も著しきものハ鉄道の収益とす

然れバ普魯西國人民負擔の苦痛を感ぜずして僅々此二十年間に殆ど四倍近くの歳入を增加したり尤も戰勝償金の原因にあらずと雖ども世界の大勢上多少國力の進歩ハありしなるべしと雖も斯の如き大進歩ハ戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざる可らざるなり、之を云ひ替ふれバ獨乙國ハ償金

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖も此波瀾たる偶々以て國富進運の階梯たりしに相違かし必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりとい眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入を見るに明治七年度にい七千三百萬圓餘十七年度にい七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算い八千四百萬圓餘あり此內明治九年の減租及廿二年の特別減租合計千二百餘萬圓い造酒稅の增加に依り殆ど增減相比敵をべし此外所得稅醬油稅菓子稅の如き新設稅源と除き自然の增加のみと算したらば我邦此二十年間の增加い僅々數百萬圓に過ぎざ彼の普魯西國の同期間に殆ど四倍の增加とと比較したらば眞に驚くべき差違にあらざや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝あかりしときい如何仮令へ少小の進歩いありしあるべしと雖も迚も今日の如き獨乙國の富强と見ることあかるべし隨て普魯西國い英佛等に對してい依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費い速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝い我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致そ所たるに相違あしといへども而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとと忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民と畏敬するの念慮と起さしめたり蓋し彼れ外人い我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危まざるものあし其意謂へらく日本い其慄悍の性一時の勇氣に依り支那兵と打破、も支那い大國其財源い無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮そることあかるべく之に反して戰爭永びくときい日本い其兵慄悍ありといへども其財源に窮し終にい敗者に歸すべしと我國民中にも或い此点と危ぶみ外債論と主張したるものあり然るに幸に當局者い斷然之と排斥して專ら內債に依ることゝあせり而して我國民愛國義氣の盛ある果して能、此奇功と奏そることと得たり

我新進幼稚の國に在て殆ど一ケ年に亘る間海外に大戰爭と爲し外債に依らをして財源の困窮と告げざりし功い海陸軍人戰鬪の功と殆ど相伯仲そと云ふも溢譽にあらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國と屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額い他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價と下落せしめ此等の者の損失と大あらしむるい策の得たるものにあらざるのみあらず大に國民の信用と害し他日有事の際多額の公債と要そる時に當り恐らくい此度の如き好結果と得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信と措かを必要の公債募集に應せざるが如きことあらば國家の不祥之より大あるものあらを

十三

尤此公債い整理公債條例に依り初め五年据置きの約束あれば今急に償還せをとも法律上異議の容るべきといあけれをも敵國と戰ひ勝て多額の償金と得たるときい先づ此軍事費と償還そるい名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑あしされば初め媾和使張陰桓の來りしとき若し媾和速に成れば軍事公債の拂込或い中止せらるべしと言囑らしたることあり是れ他あし軍事公債い所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれば最早其費用い不用とあり從て其拂込と必要とせざるに至るべしと想像するも强ち不當の考と言ふべからをや今其敵に打勝て我軍費と償はんが爲めとて强て敵國より取立たるい即內外に公言して此軍費と消却せんとそるにあり故に其償金い第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべき當然のことありとも若し又其所有主にして其返還と望まを初めの定約の如く五年据置きと望まば整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減ずべし而して其影響い同じく軍事公債に及ぶべし

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずるハ我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くハ射倖的の性質と有そるものあり當時戰爭ハ何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要と生じ從て價格の低落せるときハ前の應募者ハ非常の損害と受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金ヲ得て速に償還せらるゝときハ非常の利益ヲ受くるあり是れ射倖契約に依る貸方の利益に歸するものあり隨て一般の利子と低減し後來有事に際し一段低利の公債と發行そるも必ず今日に倍そるの好結果あらん加之一般の利子低下そるときハ平常に在てハ益々低利の公債と發行して高利の公債と償却し以て國永と利し又之に依て以て國家の經營そべき鉄道其他の事業と進捗せしめ依て以て民間の事業ヶ發達せしめ益々國家の進運と助成そべし

之に反し敵國より得たる償金と專ら他の費途に充て軍事公債の償還ヶ後にする時ハ其名義に背く

償金と得あがら猶人民の負擔と增加するハ爲政者の得計にあらず依令ハ直接に負擔と增さゞるも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得と以て生活そあそものにハ負担と增加したると同じ結果と受くるあり

以上の所論ハ眞の大体論にて其詳細ある精算ハ各事々實に付調査したらバ數字上大に疎漏ある所あるや免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きハ果して何程なれバ十分あるやハ未だ研究せざれバ償金使用の大体に於てハ此方針に隨て處理せバ國家に利益と與ふること最大ありと信ず

此償金處分の方法ハ速に之と決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟とあさしむるハ尤必要のことあり其經濟の觀念に至てハ人各々異る所あるべしと雖も要ハ公衆として此巨額資金の使途如何と疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるあり當局者ハ可成速に議會と開き是等の方針と議定せしむべき義務あり又議定せしむる方法ハ速に新領地に關そる法律案及償金の處分法と議定せしめられんことと希望して已まざる所あり

明治廿五年三月八日遞信省認可

明治廿八年七月九日

第六千四百四十六號　讀賣新聞附錄

發行兼編輯人　湊　利吉

印刷人　山崎次郎

發行所　東京銀座一丁目一番地　合名會社日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

尾崎三良演説

戰後財政策

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇ある論あるにあらず予の所論い最も平易單純あるものあり但し此平易單純ある論の却て今日に適當かることと信ぜ

今日戰後の財政論と云へば先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人い此償金處分のことに付非常に憂慮と爲し其論說新聞に雜誌に數々散見する所あれども今日までい未だ予の全く同意と表そべきものあると見ざ戰敗國の財政こそ非常に困難あるべき筈あれども戰勝國特に數億圓の償金と獲収そる國に在ていい財政の困難あるべき道理あるべからず之と商賈に譬へべ商法に於て其目的と達し巨萬の利益と得たるが如し其失敗者こそ非常に困難あるべしといへども其勝者即ち利益と得たるものゝ困難あるべき道理あるべから盖し國家の經濟い非常に複雜したるものあるが故に將來の事と杞憂そる論者もあれども戰後の財政策い或る論者の如く國家に危險あるものにわらざ予の意見にてい誠に平易單純あるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ぜるものと開陳して諸君の教訓と乞はんとそ

金三億圓　是れ我今後に收入そる所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收そべきテールい海關銀と云ひ海關銀壹両い我一圓五十錢餘ありと云故に二億両の代金と參億圓と仮算し大ある差誤いあかるべしと信ぜ

此內一億五千萬圓い臨時軍事費の消却に充つべし

軍事費い初發より本年五月三十一日迄の調査に依れば一億二千六百十二萬餘圓と消費せりと云

內收入の分左の如し

軍事公債　六千四百五十萬圓

國庫剩餘金　二千七百五十萬圓

此內廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
二千二百萬圓ハ他歳項流用ニ依り一時ノ
内 繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より
借り入るべきものあれバ此中に包含せし
む）
合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰
と爲る）
右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまで
ハ總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あか
るべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債
千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ
猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常
費に於て凡そ五百萬圓の剰余ありと聞く此外献金
高二百八十萬圓餘陸海軍雜収入凡そ百萬圓餘あり
今之と軍事費に流用せるものとそれバ此上別段借
入れ金と爲さゞして辨ずることと得べし
支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る
十一月までに収入せるものとす此内より先づ日本
銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（内二千二百萬圓
ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債
金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既
に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費
等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ
の内二千萬圓と償却し猶借入金及公債の利子とし
て凡そ三百五十萬圓と支拂ふべし（利子ハ拂込借
り入及び拂ひ戻しの期日に依り算出そべきものあ
れバ精細ある算當ハ得がたしといへども先三百五
十萬圓と仮算して不足あしと信ず）此三口合計五
千九百五十萬圓と引き殘りの内一千五百萬圓ハ來
年五月までの臺灣統治費防備費軍艦修繕費兵器彈
藥の復舊仕入其他臨時費に充つべし又此内軍人遺
族救助扶助及軍夫負傷者及遺族の救助に充つる費
用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要それ
ども此十一月までにハ實際此上に支拂と要そるこ
とハあかるべしと信ず故に兵備擴張の重ある費用
ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨するこ
とゝして差支あかるべし
又臺灣の新設事業の内海底電線と尤急務とす此費
金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既
に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費
等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ

別途多額の費用と要せざるべしと信ず
又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざ
獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營
む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛
人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたる
もの幾萬人獨逸に於ても此等の人民の損害と賠償
そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タ
ーレル」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在て
ハ此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直
接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分あり
と信ず
又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足と
す尤も今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨す
る見込あり
次に明年五月までに收入そべき金額七千五百萬圓
外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬
五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百
五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年
金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし
又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざ
獨逸國に於ても償金の内より軍人の年金恩給金の
基本金として若干の金額と取除け置き之と政府に
托し其利益金と以て年金と支拂ふことにあり居れ
りと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ず
る利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以
て得策ありと信ず
サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變
動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題
あり予の意見にてハ國家の負擔そる債務の内最も
高利のものと返還して其れが爲めに剰そ所の利子
と以て之に充つべし則ち先づ第十五國立銀行の
借り入金千萬圓と返還すれバ此利子七十五萬圓と
得餘の千萬圓ハ整理公債と償還して五十萬圓と得
合計百二十五萬圓あれバ先づ不足と感ずることあ
かるべし
第十五國立銀行の借り入れ金ハ今日に在て非常
の高利あり當局者に於て他の高利の公債と償還

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して未だ此高利の國債を償還せざるの頗る其當を失せり或ひ曰く此借入金ひ明治三十年迄の約束あれば中途にして之を返へそことを得ざるも然らば高利の金祿公債ひ如何是れひ明治三十九年までに漸次抽籤を以て償還そるの約束にあらざや之とも顧みざして僅々三四年間に悉く償還したるにあらざや若し情義から云へば此公債こそ最初の契約を履行すべき理由あり如何とおれひ此公債ひ轉々賣買して之を買ふものひ凡そ其年期を豫期し其將來の收入を計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然るを一朝其約束を短縮して之を拂戻そときひ現に一割以上の損失に歸そるあり第十五銀行の借入金ひ此損失を生ぜざ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たざるも經濟上の情況に依り之を返還するとも又ひ利子を低下そるとも公衆に損害を與ふるの害あし而して事是に反するひ予の解そる能はざる所あり又或ひ曰く十五銀行の借入金ひ明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものひ特別の義務と盡したるものあり然るに其意義を思はざ世上の金利低落したりとて銀行の不便とも顧みざ期限内に之を返却せんとそるひ甚だ自分勝手の所爲にあらざやと是れ唯だ其一面を見て未だ全体を見たるの論にあらざ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣ひ則ち政府に於て製造して之を十五銀行に交付して更に之と政府に借入たるあり當時若し政府に於て自ら紙幣を製造して之を使用したらば利子を拂ふの義務あく國家の利益たるひ論を待たざ當時予ひ其迂を論じたれども是れ必竟華族を保護するの精神に出でたるものおれば其正論ひ貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣を一時に十五銀行に使用せしめたらば如何千五百萬圓の紙幣を一銀行にて運轉するひ容易の業にあらざ若し強ひて之を流用運轉したりしあらば必ざや缺損

を生じたりしあらん然らば此貸金ひ銀行の爲にひ非常の恩惠にして國家の爲にひ此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓を損したりと云べし其恩義ひ却て政府より銀行に與へたるものあり然ると今之を以て國家に對し義務を盡したりと云論者の迂も亦甚しからざや

五百萬圓を台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ケ年に此額ノ消費そるものと仮定す經常費ひ師團の維持費及行政民政廳ひ費用とし臨時費ひ官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とそ尤も台灣金島の收入も何程かひあるべしと雖も最初暴民の餘勢を受け人民撫恤の爲め專ら力を效そべきの時あると以て收入ひ至て小額あるべし故に經常費の大部分ひ本國より補足そべきものとして如此

百萬圓ひ威海衛占領費の補足とし威海衛の占領費ひ支那より毎年五十萬両を供そる筈なれども是にて ひ不足あるべきを以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓を引去り殘り三千三百十二萬五千圓とある此金額を以て兵備擴張一年間の費用と仮定せば蓋し不足おからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費の内陸海軍に關そるものと包含そるものとそ

此計畫によれば軍事費の内日本銀行當坐借入金を返し猶軍事公債の内半額即ち四千萬圓丈ひ來年五月中までに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金を扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓を以て兵備擴張一ケ年の費用に充つることを得、遼東半島占領に關する費用ひ別に、支出する所あるべきを以て此にひ署そ

明治三十年度よりひ毎年々賦として二千五百萬圓と殘金の利子を併せて收取そべき筈に付

三十年度にひ則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にひ合計三千百二十五萬圓
三十二年度にひ合計三千萬圓
三十三年度にひ合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にひ合計二千七百五十萬圓
三十五年度にひ合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ケ年分合計一億七千六百二十五萬圓

○內四千萬圓ハ軍事公債の殘高ヲ此六ケ年の間に漸次に償還すべし

○二千三百萬圓ハ國庫剩餘金の內ヘ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の內ヲ以て貯藏し置くべし此內又凡そ五百萬圓ヲ繼續費の方ヘ使用し千八百萬圓ヲ以て非常軍備とするも充分あるべし尤繼續費ハ廿八年度以降ハ當該年度の收入ヲ以て支辨そることゝしたれば是れも亦必要あらざるべし

抑今般我兵ヲ速に海外に派出することゝ得たるハ全く此剩餘金のあるに依れりと云普魯西にハ初め此非常軍備金ハ三千萬「ターレル」ありヲ是ヲ以て佛國と戰端ヲ開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵ヲ國境に出そことを得たるハ全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後に於て償金の內より四千萬「ターレル」ヲ非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」(我三千萬圓)あれば我邦にてハ二千萬圓あれば足れりとす

抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣ヲ平常空く庫中に埋藏することに付てハ利害得失の論あれども事冗長あれば此にハ畧ヲ予ハ前陳の如き金額ヲ平常に備へ置くことヲ以て得策とそするものあり

○一千萬圓ハ臺灣經常臨時費合計此六ケ年間の不足ヲ補ふべし

但し臺灣ハ三四年內にハ其行政民政ハ畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成効すべきヲ以て同島の統治費ハ則ち同島の收入ヲ以て支辨そる事ヲ得べし但し同島の收入今日までの經驗に依れば一年凡そ三百萬圓ありと聞く同島統治費ヲ大凡三百萬圓(一旅團費及び行政費合計)とそれば單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等ハ漸次同島の收入ヲ以て之ヲ償還するの目的ヲ立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔ヲ增そが如きハ國家統治の上にて可成避ざるべからざるあり

抑も臺灣ハ今日までの如き不紀律の政治の下に在てすら猶相當の收入ありとせば前陳の如く多額の資金ヲ投じて之ヲ改良整理し且つ行政民政理財等其宜ヲ得ば數年の後ハ必らず其元入れ資金ヲ回收し猶定期航海補助費等とも與ふるの餘地ヲ生ずべしと信ず

沖繩縣ハ其收入年々四五十萬圓(沖繩ハ物品稅あると以て物價の高低に依り差異あり)其統治費ヲ支辨して猶餘りあり況んや臺灣ハ其面積ハ十數倍地味の膏腴ある沖繩に優ること數等ありと云將來臺灣島の多望あること知るべし

○三百萬圓ハ威海衛占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵ヲ減ずるも可あり隨て費用も減ずべし是れにて五六年ヲ支ふべし

○二百萬圓ハ軍事公債の利子ヲ支拂ふものとす此利子ハ公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に仮定して十分ありと信ず

差引殘金九千八百二十五萬圓とある是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓ヲ合して一億三千百三十七萬五千圓とある是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費そることヲ得るの計算あり其每年各款の分配額ハ當局者にあらざれば之ヲ詳悉そることハ能はず此にハ只大體の方針ヲ示そのみ尤此額にてハ砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或ハ不足ヲ告ぐるも計りがたし若し其場合に至らば臨時國防公債ヲ起して之ヲ辨ずるも可あり、其利子消却のため低利の整理公債ヲ發行して今日現有の高利公債ヲ償還それば利子に於て凡そ二百二三十萬圓の剩餘ヲ生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之ヲ四分の公債に引換ふるときハ二百二十六萬圓ヲ得之ヲ根本として更に公債ヲ募るときハ人民に些の負擔ヲ增すことをあく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

八して猶五千萬圓餘の資金を得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等を豫想するに五六年の後にハ四分利公債を發行することを容易ありと信ず

此外に遼東半島を返還するに付てハ必ず相當の償金を得べし此金額ハ未定なるも少くも一億兩ハ下らざるべし是れハ國防兵備擴張費の不足を補ひ其一部ハ鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出稅廢止監獄費國庫支辨及殖產工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れハ未定のことに付姑く爰に之を畧ス

以上論ずるが如くなるときハ鐵道の延長に隨ひ益益收益を增し輸出稅の廢止に付內外貿易益々繁盛に且其內に改正條約の實施等に依り關稅も追々增加し隨て新稅增稅等の痛苦なくして國庫富實に赴き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きハ此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金とを以て之を支辨することハ難からざるべしと信ず蓋し此剩餘金ハ從來の計畫にてハ多くハ兵備擴張の繼續費に使用するの目的ありしが此度臨時收入の償金を以て專ら兵備擴張費に充るときハ從來の繼續費の大部分ハ不用に歸するに依り年々國庫の剩餘金も亦隨て多額あるべし此金額ハ大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額ハ四五年後にハ少くも四五百萬圓ハあるべしと信ず然るときハ政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓ハ陸海軍擴張後の經常費に增加することを得べしと信ず若し猶不足ありて增稅を要するときハ造酒稅を增加して不足を補ふべし紛々として新稅を起し又ハ小額にして手數の煩雜を增し人民直接の感觸を惡くするが如き稅法變更ハ成るべく避くべきあり兵備の擴張に付最も多額を要し且經常費に於て多額の增加を要するものハ海軍なりとす樺山前海軍大臣の衆議院に於て爲したる演舌を聞くに我海軍、前途最終の目的ハ二十二萬噸の軍艦を浮べざるべからざるも然れども此目的を達するにハ容易の事業にあらざるを以て先づ十二萬噸の軍艦ハ必ず數年を期して成就せざるべからざるも然れども是れ短歲月を期して成し難し故に先づ六七年の間にせめてハ十五萬噸の極堅牢ある軍艦を成就せざるべからざるも現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の內戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽あるものと除き強壯あるものゝみを精撰したらバ其實數ハ餘程減ずべし此外現今製造中に係るもの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造をするもの凡そ六七萬噸を成就せバ十五萬噸に達すべし其維持費如何を從來の軍艦費に依り推算すれバ凡そ四百萬圓と增加すれバ可あらん之に年々の老朽減を補充する爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加と仮定すべし又陸軍の擴張に依り經常費の增加と要すべしと雖も海軍に比してハ餘程小額にて足べしと信ず尤も臺灣派遣の軍隊ハ臺灣費の內に包含せしむべし但予ハ兵備擴張の程度ハ果して何程までと以て最も今日に適當とするやハ十分ある意見と持せず之と要するに擴張後經常費の增加ハ成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓を以て支辨せんと欲ス若し不足ありて已むを得ざる時ハ其補足ハ酒稅に資し而して他稅に及ぼさゞらずとの說あり、

償金の處分ハ右之通確定するものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何ある影響を受くべきやハ今日に於て論及せざるべからざるあり

或ハ曰く軍事公債と一時に償還すれバ民間經濟上の變動を起し爲めに會社熱投機心を增長せしめ隨て弊害百出し又終に金融の逼迫恐慌とあり實業界を萎微せしむべし獨逸の般鑑遠からず故に償金と得るも軍事費の償還ハ後にし先づ之と以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

のハ貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞやそれ程償金が國家の害をなすものならバ戰勝者ハ何故に敵國と強迫してまでも之を獲收せんとするや是れ必竟事業勃興過度の結果ハ經濟上の恐慌となり數多の破産者を生じ一時ハ實業界を萎微せしむることあると以て直ちに國家の衰退と速了誤認するの僻論ならん是れ或る有數個人の利害と國家の利害とを混淆したるの誤見なり

或ハ獨逸國に於て一時多額の償金を國内に流出したる波瀾を見て獨逸ハ戰爭に勝て經濟上に於て大に敗北せりとて非常に償金を恐るゝ者あり蓋し獨乙に於てハ一時多額の償金を得て軍事費を消却し猶諸事業に多額の放銀を爲したるに依り民間の事業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百圓拂込の株券ハ二百五六十圓に騰貴し又一年ならざる内に其過度の結果經濟上の恐慌を來し百圓の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリン」市中破産者夥く頗る慘狀を極めたりと云然れども之を以て獨逸國ハ衰退せりとも微弱になりたりとも云ふべからず獨逸國ハ依然富裕に進みつゝあることハ蓋し疑ふべからざる事實なり

抑國家の進運に向ふときハ必ず波瀾を起し其波瀾の際に人民の資産に動搖を生じ貧富位地の顚倒するハ寧ろ自然の數なりと云ふべし蓋し一國内各般の事業一齊に進むにあらず或るものハ非常の速力を以て進み或るものハ遲々として進まず之を早く云へバ凡そ社會の進運百般平等に進まずして其釣合の不平均なるに依り一時の波瀾を生ずるなり凡そ何國を問はず皆此幾多の波瀾を經て今日の富強に至りたるなり徒らに波瀾を恐れて只管人爲を以て之を撿束せんとするときハ却て其發達を妨げ國家の進歩を遲緩ならしむるの結果あらん

予初め獨逸國に遊びしハ千八百七十二年の春にて則佛國凱旋の翌年なり故に未だ戰勝の影響を受けざるの時なり其都府「ベルリン」ハ人口僅に八十

萬にして龍動巴里を經て到る時ハ其家屋道路及百般の情況ハ殆ど東京を出でゝ名古屋又ハ廣島に到りたる位の感想なりし當時三五の同行者と共に「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街を徘徊し之を評して一の田舍町なりと云ひしことハ猶記臆に存せり併し當時戰勝後のことゝて所々新築及道路の改修等百般の工事盛なりしことハ記憶せり其後凡そ八年を經て千八百八十年即ち明治十三年露國赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改り宮殿堂宇の莊麗なる家屋道路公園戲場の宏壯清潔なる巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況なりし人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々する獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふハ正に此間にあり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の間にあり然れバ獨乙國の富裕ハ此間といへども猶進みつゝありしとハ蓋し疑ふべからざる事實なり

又或ハ云はん「ベルリン」府ハ佛國戰爭までハ單に普魯西國の都府なりしに其後ハ獨乙帝國の都府となり獨乙聯邦の人民此に輻輳したるに依り其繁榮を見るに至りたるなりと或ハ幾分か其結果もあらん然らバ單に普魯西一國の財政に付て之を考査するに同國千八百七十一年即ち未だ戰爭の利益を受けざる時の豫算を見るに歳入總計英貨にして二千五百萬磅餘なりしが千八百八十五年にハ六千七百萬磅餘となり千八百九十二年即ち一昨々年の豫算を見るに九千四百七十萬磅餘となる如斯驚くべき進歩となしたりといへども人民にハ別段直接の增税を負擔したることもなく又此際に土地領分の增加したるにもあらず其增額の尤も著しきものハ鉄道の収益とす

然れバ普魯西國人民負擔の苦痛を感ぜずして僅々此二十年間に殆ど四倍近くの歳入を增加したり尤も戰勝償金の原因にあらずと雖ども世界の大勢上多少國力の進歩ハありしなるべしと雖も斯の如き大進歩ハ戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざる可らざるなり、之を云ひ替ふれバ獨乙國ハ償金

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖も此波瀾たる偶々以て國富進運の階梯たりしに相違おしも必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりとの眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入と見るに明治七年度にの七千三百萬圓餘十七年度にの七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算の八千四百萬圓餘あの此內明治九年の減租及廿二年の特別減租合計千二百餘萬圓の造酒税の增加に依り殆ど增減相比敵すべし此外所得税醬油税菓子税の如き新設税源と除き自然の增加のみと算したらば我邦此二十年間の增加の僅々數百萬圓に過ぎざ彼の普魯西國の同期間に殆ど四倍の增加とと比較したらば眞に驚くべき差違にあらざや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝おかりしときの如何仮令へ少小の進歩のありしあるべしと雖も迚も今日の如き獨乙國の富强と見ることおかるべし隨て普魯西國の英佛等に對しての依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費の速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝の我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致す所たるに相違おしといへども而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとを忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民と畏敬するの念慮と起さしめたり蓋し彼れ外人の我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危まざるものおし其意謂へらく日本の其僄悍の性一時の勇氣に依り支那兵と打破るも支那の大國其財源の無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮そることおかるべく之に反して戰爭永びくときの日本の其兵僄悍ありといへども其財源に窮し終にの敗者に歸すべしと我國民中にも或の此点と危ぶみ外債論と主張したるものあり然るに幸に當局者の斷然之と排斥して專ら內債に依ることゝおせり而して我國

民愛國義氣の盛ある果して能く此奇功と奏そることと得たり

我新進幼稚の國に在て殆ど一ケ年に亘る間海外に大戰爭と爲し外債に依らずして財源の困窮と告げざりし功の海陸軍人戰鬪の功と殆ど相伯仲そと云ふも溢譽にあらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國と屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額の他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價と下落せしめ此等の者の損失と大あらしむるの策の得たるものにあらざるのみあらず大に國民の信用と害し他日有事の際多額の公債と要そる時に當り恐らくの此度の如き好結果と得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信と措かず必要の公債募集に應せざるが如きことあらば國家の不祥之より大あるものあらず

尤此公債の整理公債條例に依り初め五年据置きの約束あれば今急に償還せずとも法律上異議の容るべきとおけれども敵國と戰ひ勝て多額の償金と得たるときの先づ此軍事費と償還するの名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑おしされば初め媾和使張陰桓の來りしときの若し媾和速に成れば軍事公債の拂込或の中止せらるべしと言觸らしたることあり是れ他おし軍事公債の所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれば最早其費用の不用とあり從て其拂込を必要とせざるに至るべしと想像するも强ち不當の考と言ふべからず今其敵に打勝て我軍費と償はんが爲めとて强て敵國より取立たるの即內外に公言して此軍費と消却せんとそるにあり故に其償金の第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべきの當然のことありとす若し又其所有主にして其返還と望まざ初めの定約の如く五年据置きと望まば整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減ずべし而して其影響の同じく軍事公債に及ぶべし

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずるは我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くは射倖的の性質を有するものあり當時戰爭は何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要を生じ從て價格の低落せるときは前の應募者は非常の損害を受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金を得て速に償還せらるゝときは非常の利益を受くるあり是れ射倖契約に依る賣方の利益に歸するものあり隨て一般の利子を低減し後來有事に際し一段低利の公債を發行するも必ずや今日に倍するの好結果あらん加之一般の利子低下するときは平常に在ては益々低利の公債を發行して高利の公債を償却し以て國あと利し又之に依て以て國家の經營そべき鐵道其他の事業を進捗せしめ依て以て民間の事業を發達せしめ益々國家の進運を助成そべし

之に反し敵國より得たる償金を專ら他の費途に充て軍事公債の償還を後にする時は其名義に背くの頼着せざるも實際我國民に對する默約に違ひ爲めに愛國者の精神を沮喪するのみならず公債の額國力に對し過度あるときは一般の利子低下せず平時に在ては國家事業の發達を遲緩ならしめ有事に際し俄かに公債を募集せんとするも人民は前日の失敗に懲り遲疑して容易に應ぜざるべし必ずや非常の高利にあらざれば之を募集そること能はざるべし若し將來外征の事起るに當り國民一般斯の如きの情況に在るときは國家は非常の困難に陷るべし故に曰く敵國の償金は其名義の如く先づ軍事費を償還し其有餘を以て他の事業を擴張そべし是れ實に平易單純ある處置にして他の奇道に依るべからざると云ふ所以あり若し其有餘のみを以て兵備擴張に不足あるときは更に公債を起すも可あり其事の容易あるは前に既に述べたるが如し且若し軍事費を速に償還せざれば其利子のみにても年々數百萬圓は國庫の負擔を爲すこと支辨

償金を得あがら猶人民の負擔を增加するは爲政者の得計にあらざる仍令へ直接に負擔を增さゞるも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得を以て生活をあするものには負担を增加したると同じ結果を受くるあり

以上の所論は眞の大體論にて其詳細ある精算は各事々實に付詮査したらば數字上大に疎漏ある可あるを免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きは果して何程なれば十分あるやは未だ研究せざれば償金使用の大體に於ては此方針に隨て處理せば國家に利益を與ふること最大ありと信ず

此償金處分の方法は速に之を決定し普く國民に知らしめ公衆をして經濟上の覺悟をあさしむるは尤必要のことあり其經濟の觀念に至ては人各々異る所あるべしと雖も要は公衆をして此巨額資金の使途如何を疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるあり當局者は可成速に議會を開き是等の方針を議定せしむべき義務あり又議定せしむる方法は猶數月あり故に此通常會を例よりも早くするとも又は臨時議會を招集するとも成るべく速に新領地に關する法律案及償金の處分法を議定せしめられんことを希望して已まざる所あり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

明治廿五年三月八日遞信省認可

明治廿八年七月九日　讀賣新聞附錄

第六千四百四十六號

發行兼編輯人　湊　利吉

印刷人　山崎次郎

發行所　東京銀座一丁目一番地

合名會社　日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

尾崎三良演説

戰後財政策

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇ある論あるにあらず予の所論い最も平易單純あるみのあり但し此平易單純ある論の却て今日に適當あることと信ぜ

今日戰後の財政論と云へば先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人い此償金處分のことに付非常に憂慮と爲し其論說新聞に雜誌に數々散見する所あれども今日までい未だ予の全く同意と表そべきものあると見ざ戰敗國の財政こそ非常に困難あるべき筈あれども戰勝國特に數億圓の償金と獲收そる國に在てい財政の困難あるべき道理あるべからず之と商賈に譬へば商法に於て其目的と達し巨萬の利益と得たるが如し其失敗者こそ非常に困難あるべしといへども其勝者即ち利益と得たるもの之困難あるべき道理あるべから

盖し國家の經濟い非常に複雜したるものあるが故に將來の事と杞憂そる論者もあれども戰後の財政策い或る論者の如く國家に危險あるものにあらざ予の意見にてい誠に平易單純あるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ぜるものと開陳して諸君の敎訓と乞はんとそ

金三億圓　是れ我今後に收入そる所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收そべきテールい海關銀と云ひ海關銀壹兩い我一圓五十錢餘ありと云故に二億兩の代金と參億圓と仮算し大ある差誤いあかるべしと信ぜ

此內一億五千萬圓い臨時軍事費の消却に充つべし

抑も軍事費い初發より本年五月三十一日迄の調査に依れば一億二千六百十二萬餘圓と消費せりと云

內收入の分左の如し

軍事公債　六千四百五十萬圓

國庫剩餘金　二千七百五十萬圓

此內廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
二千二百萬圓ハ他歳項流用ニ依り一時ノ
繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より
借り入るべきものあれバ此中に包含せし
む）
合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰
と爲る）

右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまで
ハ總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あか
るべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債
千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ
猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常
費に於て凡そ五百萬圓の剰余ありと聞く此外獻金
高二百八十萬圓餘陸海軍雜收入凡そ百萬圓餘あり
今之と軍事費に流用ひそるものとそれバ此上別段借
入れ金と爲さゞして辨ずることゝ得べし
支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る
十一月までに收入そるものとも此内より先づ日本
銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（内二千二百萬圓
ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債
の内二千萬圓と償却し猶借入金及公債の利子とし
て凡そ三百五十萬圓と支拂ふべし（利子ハ拂込借
り入及び拂ひ戻しの期日に依り算出そべきものあ
れバ精細ある算當ハ得がたしといへども先三百五
十萬圓と仮算して不足あしと信ず）此三口合計五
千九百五十萬圓と引き殘りの内一千五百萬圓ハ來
年五月までの臺灣統治費防備費軍艦修繕費兵器彈
藥の復舊廿八年其他臨時費に充つべし又此内軍人遺
族救助扶助及軍夫負傷者及遺族の救助に充つる費
用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要すれ
ども此十一月までにハ實際此上に支拂と要もるこ
とハあかるべしと信ず故に兵備擴張の重なる費用
ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨するこ
とゝして差支あかるべし
又臺灣の新設事業の内海底電線と尤急務とす此費
金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既
に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費
等も既に軍事費より支出せし趣なれバ此年内にハ

別途多額の費用と要せざるべしと信ず
又此内より人民直接の損害と賠償せざるべからざ
獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營
む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛
人の虐待に遇ひ爲めに生命財産に損害と蒙りたる
もの幾萬人獨逸に於ても此等の人民の損害と賠償
そるために佛國より得たる償金の内先二百萬「タ
ーレル」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在て
も此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直
接の損害と賠償そるにハ十萬圓内外にて充分あり
と信ず
又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足と
す尤も今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨す
る見込あり
次に明年五月までに收入そべき金額七千五百萬圓
外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬
五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百
五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年
金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし
獨逸國に於ても償金の内より軍人の年金恩給金の
基本金として若干の金額と取除け置き之と政府に
托し其利益金と以て年金と支拂ふことにあり居れ
りと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ず
る利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以
て得策ありと信ず
サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變
動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題
あり予の意見にてハ國家の負擔そる債務の内最も
高利のものと返還して其れが爲めに剰す所の利子
金と以て之に充つべし則ち先づ第十五國立銀行の
借り入金千萬圓と返還すれバ此利子七十五萬圓と
得餘の千萬圓ハ整理公債と償還して五十萬圓と得
合計百二十五萬圓あれバ先づ不足と感ずることあ
かるべし
第十五國立銀行の借り入れ金ハ今日に在て非常
の高利あり當局者に於て他の高利の公債と償還

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して未だ此高利の國債を償還せざるハ頗る其當と失せり或ハ曰く此借入金ハ明治三十年迄の約束なれバ中途にして之を返へすことを得ざと然らバ高利の金祿公債ハ如何是れハ明治三十九年までに漸次抽籤を以て償還するの約束にあらざや之とも顧みざして僅々三四年間に悉く償還したるにあらざや若し情義から云へバ此公債こそ最初の契約を履行すべき理由あり如何となれハ此公債ハ轉々賣買して之を買ふものハ凡そ其年期を豫期し其將來の收入を計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然ると一朝其約束を短縮して之を拂戻すときハ現に一割以上の損失に歸するなり第十五銀行の借入金ハ此損失を生ぜざ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たざるも經濟上の情況に依り之を返還するとも又ハ利子を低下するとも公衆に損害を與ふるの害なし而して事是に反するハ予の解する能はざる所なり又或ハ曰く十五銀行の借入金ハ明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものハ特別の義務を盡したるものなり然るに其恩義を思はざ世上の金利低落したりとて銀行の不便とも顧みざ期限内に之を返却せんとするハ甚だ自分勝手の所爲にあらざやと是れ唯だ其一面を見て未だ全体を見たるの論にあらざ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣ハ則ち政府に於て製造して之を十五銀行に交付して更に之を政府に借入たるなり當時若し政府に於て自ら紙幣を製造して之を使用したらバ利子を拂ふの義務なく國家の利益たるハ論を待たざ當時予ハ其迂を論じたれども是れ必竟華族を保護するの精神に出でたるものなれバ其正論ハ貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣を一時に十五銀行に使用せしめたらバ如何千五百萬圓の紙幣を一銀行にて運轉するハ容易の業にあらざ若し強ひて之を流用運轉したりしならバ必ざや缺損

を生じたりしならん然らバ此貸金ハ銀行の爲にハ非常の恩惠にして國家の爲にハ此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓を損したりと云べし其恩義ハ却て政府より銀行に與へたるものなり然ると今之を以て國家に對し義務を盡したりと云論者の迂も亦甚しからざや

五百萬圓を台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ヶ年に此額を消費するものと仮定す經常費ハ師團の維持費及行政民政廳の費用とし臨時費ハ官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とす尤も台灣全島の收入も何程かハあるべしと雖も最初暴民の餘勢を受け人民撫恤の爲め專ら力を效すべきの時なると以て收入ハ至て小額なるべし故に經常費の大部分ハ本國より補足すべきものとして如此

百萬圓ハ威海衛占領費の補足とす威海衛の占領費ハ支那より毎年五十萬両を供する筈なれども是にてハ不足なるべきを以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓を引去り殘り三千三百十二萬五千圓となる此金額を以て兵備擴張一年間の費用と仮定せバ蓋し不足なからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費の内陸海軍に關するものを包含するものとす

此計畫によれバ軍事費の内日本銀行當坐借入金を返し猶軍事公債の内半額即ち四千萬圓丈ハ來年五月中までに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金を扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓を以て兵備擴張一ヶ年の費用に充つることを得、遼東半島占領に關する費用ハ別に支出する所あるべきを以て此にハ畧す

明治三十年度よりハ毎年々賦として二千五百萬圓を殘金の利子を併せて收取すべき筈に付

三十年度にハ則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にハ合計三千百二十五萬圓
三十二年度にハ合計三千萬圓
三十三年度にハ合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にハ合計二千七百五十萬圓
三十五年度にハ合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ヶ年分合計一億七千六百二十五萬圓

○內四千萬圓ハ軍事公債の殘高ヲ此六ヶ年の間に漸次に償還すべし

○二千三百萬圓ハ國庫剩餘金の內ヘ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の內ヲ以て貯藏し置くべし此內又凡ソ五百萬圓ヲ繼續費の方ヘ使用し千八百萬圓ヲ以て非常軍備とするも充分あるべし尤繼續費ハ廿八年度以降ハ當該年度の收入ヲ以て支辨そるとおしたれバ是れも亦必要あらざるべし

抑今般我兵ヲ速に海外に派出することヲ得たるハ全く此剩餘金のあるに依れりと云普魯西にハ初め此非常軍備金ハ三千萬「ターレル」あり是ヲ以て佛國と戰端ヲ開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵ヲ國境に出そことヲ得たるハ全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後に於て償金の內より四千萬「ターレル」ヲ非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」(我三千萬圓)あれバ我邦にてハ二千萬圓あれバ足れりとす

抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣ヲ平常空く庫中に埋藏することに付てハ利害得失の論あれども事冗長あれバ此にハ畧ヲ予ハ前陳の如き金額ヲ平常に備へ置くことヲ以て得策とそるものあり

○一千萬圓ハ臺灣經常臨時費合計此六ヶ年間の不足ヲ補ふべし

但し臺灣ハ三四年內にハ其行政民政ハ畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成効すべきヲ以て同島の統治費ハ則ち同島の收入ヲ以て支辨そる事ヲ得べし但し同島の收入今日までの經驗に依れバ一年凡そ三百萬圓ありと聞く同島統治費ヲ大凡三百萬圓(一旅團費及び行政費合計)とそれバ單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等ハ漸次同島の收入ヲ以て之ヲ償還するの目的ヲ立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔ヲ增そが如きハ國家統治の上にて可成避ざるべからざるあり

抑も臺灣ハ今日までの如き不紀律の政治の下に在てすら猶相當の收入ありとせバ前陳の如く多額の資金ヲ投じて之ヲ改良整理し且つ行政民政理財等其宜ヲ得バ數年の後ハ必らず其元入れ資金ヲ回收し猶定期航海補助費等ヲも與ふるの餘地ヲ生ずべしと信ず

沖繩縣ハ其收入年々四五十萬圓(沖繩ハ物品稅あると以て物價の高低に依り差異あり)其統治費ヲ支辨して猶餘りあり況んや臺灣ハ其面積ハ十數倍地味の膏腴ある沖繩に優ること數等ありと云將來臺灣島の多望あること知るべし

○三百萬圓ハ威海衞占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵ヲ減ずるも可あり隨て費用も減ずべし是れにて五六年ヲ支ふべし

○二百萬圓ハ軍事公債の利子ヲ支拂ふものとそ此利子ハ公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に仮定して十分ありと信ず

差引殘金九千八百二十五萬圓とある是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓ヲ合して一億三千百三十七萬五千圓とある是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費そることヲ得るの計算あり其每年各款の分配額ハ當局者にあらざれバ之ヲ詳悉そること能はず此にハ只大体の方針ヲ示すのみ

尤此額にてハ砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或ハ不足ヲ告ぐるも計りがたし若し其場合に至らバ臨時國防公債ヲ起して之ヲ辨ずるも可あり、其利子消却のため低利の整理公債ヲ發行して今日現有の高利公債ヲ償還それバ利子に於て凡そ二百二三十萬圓の剩餘ヲ生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之ヲ四分の公債に引換ふるときハ二百二十六萬圓ヲ得之ヲ根本として更に公債ヲ募るときハ人民に些の負擔ヲ增すことをあく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して猶五千萬圓餘の資金を得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等を豫想するに五六年の後にハ四分利公債を發行することを容易ありと信ず

此外に遼東半島を返還するに付てハ必ず相當の償金を得べし此金額ハ未定なるも少くも一億圓ハ下らざるべし是れハ國防兵備擴張費の不足を補ひ其一部ハ鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出稅廢止監獄費國庫支辨及殖產工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れハ未定のことに付姑く爰に之を畧ス

以上論ずるが如くあるときハ鐵道の延長に隨ひ益益收益を增し輸出稅の廢止に付內外貿易益々繁盛に且其內に改正條約の實施等に依り關稅も追々增加し隨て新稅增稅等の痛苦あらくして國庫富實に赴き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きハ此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金とを以て之と支辨することハ難からざるべしと信ず蓋し此剩餘金ハ從來の計畫にてハ多くハ兵備擴張の繼續費に使用するの目的ありしが此度臨時收入の償金を以て專ら兵備擴張費に充るときハ從來の繼續費の大部分ハ不用に歸するに依り年々國庫の剩餘金ハ亦隨て多額あるべし此金額ハ大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額ハ四五年後にハ少くも四五百萬圓ハあるべしと信ず然るときハ政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓ハ陸海軍擴張後の經常費に增加することを得べしと信ず若し猶不足ありて增稅を要するときハ造酒稅を增加して不足を補ふべし紛々として新稅を起し又ハ小額にして手數の煩雜を增し人民直接の感觸を惡くするが如き稅法變更ハ成るべく避くべきあり

兵備の擴張に付最も多額を要し且經常費に於て多額の增加を要するものハ海軍ありとす樺山前海軍大臣の衆議院に於て爲したる演舌を聞くに我海軍ハ前途最終の目的ハ二十二萬噸の軍艦を浮べざるべからざる然れども此目的を達するにハ容易の事業にあらざると以て先づ十二萬噸の軍艦ハ必ず數年を期して成就せざるべからざると然り我邦將來ハ二十二萬噸位の艦を浮ぶの覺悟あるべからざれども是れ短歲月を期して成し難し故に先づ六七年の間にせめてハ十五萬噸の極堅牢ある軍艦を成就せざるべからざ現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の內戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽あるものと除き強壯あるものゝみと精撰したらバ其實數ハ餘程減ずべし此外現今製造中に係るもの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造するものハ凡そ六七萬噸を成就せバ十五萬噸に達すべし其維持費如何と從來の軍艦費に依り推算すれバ凡そ四百萬圓と增加されバ可ならん之に年々の老朽減を補充する爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加と仮定すべし又陸軍の擴張により經常費の增

加と要そべしと雖も海軍に比してハ餘程小額にて足べしと信ず尤も臺灣派遣の軍隊ハ臺灣費の內に包含せしむべし但予ハ兵備擴張の程度ハ果して何程までと以て最も今日に適當とするやハ十分ある意見と持せず之と要するに擴張後經常費の增加ハ成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓と以て支辨せんと欲ス若し不足ありて已むを得ざる時ハ其補足ハ酒稅に資し而して他稅に及ぼさゞるべからずとの說あり、

償金の處分ハ右之通確定するものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何ある影響を受くべきやハ今日に於て論及せざるべからざるあり

或ハ曰く軍事公債と一時に償還すれバ民間經濟上の變動を起し爲めに會社熱投機心を增長せしめ隨て弊害百出し又終に金融の逼迫恐慌とあり實業界と蒸微せしむべし獨逸の般鑑遠からず故に償金と得るも軍事費の償還ハ後にし先づ之と以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

のゝ貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞやそれ程償金が國家の害となるものあらバ戰勝者ゝ何故に敵國と強迫してまでも之を獲收せんとするや是れ必竟事業勃興過度の結果ゝ經濟上の恐慌となり數多の破產者を生じ一時ゝ實業界を萎微せしむることあると以て直ちに國家の衰退と速了誤認するの僻論あらん是れ或る有數個人の利害と國家の利害とを混淆したるの誤見あり

或ゝ獨逸國に於て一時多額の償金を國內に流出したる波瀾を見て獨逸ゝ戰爭に勝て經濟上に於て大に敗北せりとて非常に償金を恐るゝ者あり蓋し獨乙に於てゝ一時多額の償金を得て軍事費を消却し猶諸事業に多額の放銀を爲したるに依り民間の事業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百圓拂込の株券ゝ二百五六十圓に騰貴し又一年あらざる內に其過度の結果經濟上の恐慌を來し百圓の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリン」市中破產者夥く頗る慘狀を極めたりと云然れども之を以て獨逸國ゝ衰退せりとも微弱にありたりとも云ふべからず獨逸國ゝ依然富裕に進みつゝあることゝ蓋し疑ふべからざる事實あり

抑國家の進運に向ふときゝ必ず波瀾を起し其波瀾の際に人民の資產に動搖を生じ貧富位地の顚倒するゝ寧ろ自然の數ありと云ふべし蓋し一國內各般の事業一齊に進むにあらず或るものゝ非常の速力を以て進み或るものゝ遲々として進まざる之を早く云へバ凡そ社會の進運百般平等に進まずして其釣合の不平均あるに依り一時の波瀾を生ずるあり凡そ何國と問はず皆此幾多の波瀾を經て今日の富強に至りたるあり徒らに波瀾を恐れて只管人爲を以て之を撿束せんとするときゝ却て其發達を妨げ國家の進步を遲緩あらしむるの結果あらん

予初め獨逸國に遊びしゝ千八百七十二年の春にて則佛國凱旋の翌年あり故に未だ戰勝の影響を受けざるの時あり其都府「ベルリン」ゝ人口僅に八十萬にして龍動巴里と經て到る時ゝ其家屋道路及百般の情況ゝ殆ど東京と出で〻名古屋又ゝ廣島に到りたる位の感想ありし當時三五の同行者ゝ共に「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街と徘徊し之を評して一の田舍町ありと云ひしことゝ猶記憶に存せり併し當時戰勝後のこと〻て所々新築及道路の改修等百般の工事盛ありしことゝ記憶せり其後凡そ八年と經て千八百八十一即ち明治十三年露國赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改り宮殿堂宇の莊麗ある家屋道路公園戲場の宏壯淸潔ある巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況ありし人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々そる獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふゝ正に此間にあり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の間にあり然れバ獨乙國の富裕ゝ此間といへども猶進みつゝありしとゝ蓋し疑ふべからざる事實あり

又或ゝ云はん「ベルリン」府ゝ佛國戰爭までゝ單に普魯西國の都府ありしに其後ゝ獨乙帝國の都府となりゝ爲めに商業工業の繁榮を來したるにあらずやと是れ亦然らず普魯西國ゝ人民負擔の苦痛と感せずして僅々此二十年間に殆ど四倍近くの歲入と增加したり尤も戰勝償金の原因にあらずと雖ども世界の大勢上多少國力の進步ゝありしあるべしと雖も斯の如き大進步ゝ戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざる可らざるあり、之と云ひ替ふれバ獨乙國ゝ償金

萬にして龍動巴里と經て到る時ゝ其家屋道路及百般の情況ゝ殆ど東京と出で〻名古屋又ゝ廣島に到りたる位の感想ありし當時三五の同行者ゝ共に「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街と徘徊し之を評して一の田舍町ありと云ひしことゝ猶記憶に存せり併し當時戰勝後のこと〻て所々新築及道路の改修等百般の工事盛ありしことゝ記憶せり其後凡そ八年と經て千八百八十一即ち明治十三年露國赴任の途次此都府を經過したるに其舊觀全く改り宮殿堂宇の莊麗ある家屋道路公園戲場の宏壯淸潔ある巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況ありし人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々そる獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふゝ正に此間にあり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の間にあり然れバ獨乙國の富裕ゝ此間といへども猶進みつゝありしとゝ蓋し疑ふべからざる事實あり又或ゝ云はん「ベルリン」府ゝ佛國戰爭までゝ單に普魯西國の都府ありしに其後ゝ獨乙帝國の都府となりゝ爲めに商業工業の繁榮を來したるにあらずやと是れ亦然らず普魯西國ゝ人民負擔の苦痛と感せずして僅々此二十年間に殆ど四倍近くの歲入と增加したり尤も戰勝償金の原因にあらずと雖ども世界の大勢上多少國力の進步ゝありしあるべしと雖も斯の如き大進步ゝ戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざる可らざるあり、之と云ひ替ふれバ獨乙國ゝ償金

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖も此波瀾たる個々以て國富進運の楷梯たりしに相違かし必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりとい眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入と見るに明治七年度にい七千三百萬圓餘十七年度にい七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算い八千四百萬圓餘あり此内明治九年の減租及廿二年の特別減租合計千二百餘萬圓い造酒稅の增加に依り殆と增減相比敵すべし此外所得稅醬油稅菓子稅の如き新設稅源と除き自然の增加のみと算したらば我邦此二十年間の增加い僅々數百萬圓に過ぎざ彼の普魯西國の同期間に殆と四倍の增加とと比較したらば眞に驚くべき差違にあらずや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝あかりしときい如何仮令へ少小の進歩いありしあるべしと雖も迎も今日の如き獨乙國の富强と見ることあかるべし隨て普魯西國い英佛等に對してい依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費い速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝い我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致す所たるに相違あしといへども而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとと忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民と畏敬するの念慮と起さしめたり蓋し彼れ外人い我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危まざるものあし其意謂へらく日本い其慓悍の性一時の勇氣に依り支那兵と打破 も支那い大國其財源い無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮そることあかるべく之に反して戰爭永びくときい日本い其兵慓悍ありといへども其財源に窮し終にい敗者に歸すべしと我國民中にも或い此点と危ぶみ外債論と主張したるものあり然るに幸に當局者い斷然之と排斥して專ら内債に依ることとあせり而して我國民愛國義氣の盛なる果して能く此奇功と奏そることと得たり

我新進幼稚の國に在て殆と一ヶ年に亘る間海外に大戰爭と爲し外債に依らざして財源の困窮と告げざりし功い海陸軍人戰鬪の功と殆と相伯仲そと云ふも溢譽にわらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國と屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額い他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價と下落せしめ此等の者の損失と大あらしむるい策の得たるものにわらざるのみあらず大に國民の信用と害し他日有事の際多額の公債と要そる時に當り恐らくい此度の如き好結果と得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信と措かざ必要の公債募集に應せざるが如きことあらば國家の不祥之より大あるものあらざ

尤此公債い整理公債條例に依り初め五年据置きの約束あれば今急に償還せざとも法律上異議の容るべきといおけれども敵國と戰ひ勝て多額の償金と得たるときい先づ此軍事費と償還そるい名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑あしされば初め媾和使張陰桓の來りしときい若し媾和速に成れば軍事公債の拂込或い中止せらるべしと言觸らしたることあり是れ他あし軍事公債い所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれば最早其費用い不用とあり從て其拂込と必要とせざるに至るべしと想像するも强ち不當の考と言ふべからざ今敵國より取打勝て我軍費と償はんが爲めとて强て敵國より取立たるい即内外に公言して此軍費と消却せんとそるにあり故に其償金い第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべきい當然のことありとす若し又其所有主にして其返還と望まざ初めの定約の如く五年据置きと望まば整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減ずべし而して其影響い同じく軍事公債に及ぶべし

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずる我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くの射倖的の性質と有そるものあり當時戰爭の何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要と生じ從て價格の低落せるときの前の應募者の非常の損害と受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金と得て速に償還せらるゝときの非常の利益と受くるあり是れ射倖契約に依る貸方の利益に歸するものあり隨て一般の利子と低減し後來有事に際し一段低利の公債と發行そるも必ずや今日に倍そるの好結果あらん加之一般の利子低下そるときの平常に在ての益々低利の公債と發行して高利の公債と償却し以て國家と利し又之に依て以て國家の經營そべき鉄道其他の事業と進捗せしめ依て以て民間の事業と發達せしめ益々國家の進運と助成そべし

之に反し敵國より得たる償金と專ら他の費途に充て軍事公債の償還と後にする時の其名義に背くの頓着せざるそるも實際我國民に對する默約に違ひ爲めに愛國者の精神と沮喪そるのみあらず公債の額國力に對し過度あるときの一般の利子低下せざる平時に在ての國家事業の發達と遲緩あらしめ有事に際し俄かに公債と募集せんとするも人民の前日の失敗に懲り遲疑して容易に應せざるべし必ずや非常の高利にあらざれば之と募集そること能はざるべし若し將來外征の事起るに當り國民一般斯の如きの情況に在るときの國家の非常の困難に陷るべし故に曰く敵國の償金の其名義の如く先づ軍事費と償還し其有餘と以て他の事業と擴張そべし是れ實に平易單純ある處置にして他の奇道に依るべからざると云ふ所以あり若し其有餘のみと以て兵備擴張に不足あるときの更に公債と起そも可あり其事の容易あるの前に既に述べたるが如し且若し軍事費と速に償還せざれば其利子のみにても年々數百萬圓の國庫の負擔と爲る之と支辨そるの方法とも講ぜざるべからざる戰勝て多額の償金と得あがら猶人民の負擔と增加するの爲政者の得計にあらざる依令へ直接に負擔と增さざるとも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得と以て生活とあそものにの負担と增加したると同じ結果と受くるあり

以上の所論の眞の大体論にて其詳細ある精算の各事々實に付調査したらば數字上大に疎漏ある所あると免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きの果して何程なれば十分あるやの未だ研究せざれば償金使用の大体に於ての此方針に隨て處理せば國家に利益と與ふること最大ありと信ず

此償金處分の方法の速に之と決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟とあさしむるの尤必要のことあり其經濟の觀念に至ての人各々異る所あるべしと雖も要の公衆として此巨額資金の使途如何と疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるあり當局者の可成速に議會と開き是等の方針と議定せしむべき義務あり又議定せしむる方國家の爲得策ありと信ず獨乙國に於ての皇帝佛國より凱旋の時直に臨時議會と招集し新領地に關する處分法及償金の處分法とも議定せしめ益々上下一致和氣藹々の際に此戰局と收めたりと云我當局者の明知ある是等の事と知ざりしにあらざるべし而して事此に出ざるの別に事情の存そるものあらん局外者の知る能ざる所あり然れども通常の會期まての猶數月あり故に此通常會と例よりも早くするとも又の臨時議會と招集そるともして成るべく速に新領地に關そる法律案及償金の處分法と議定せしめられんことと希望して已まざる所あり

明治廿五年三月八日遞信省認可

明治廿八年七月九日　讀賣新聞附錄

第六千四百四十六號

發行兼編輯人　湊　利吉

印刷人　山崎次郎

發行所　東京銀座一丁目一番地　合名會社日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

尾崎三良演説

戰後財政策

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

○戰後財政策演說大意

尾崎三良

戰後財政論と云ふも格別新奇ある論あるにあらず予の所論ゝ最も平易單純あるゝのあり但し此平易單純ある論の却て今日に適當ることと信ぜ

今日戰後の財政論と云へゞ先づ第一に支那より得る所の償金の處分如何に在り故に世人ゝ此償金處分のことに付非常に憂慮と爲し其論說新聞に雜誌に數々散見する所あれども今日までゝ未だ予の全く同意を表そべきものあると見ず戰敗國の財政こそ非常に困難あるべき筈あれども戰勝國特に數億圓の償金と獲收そる國に在てゝ財政の困難あるべき道理あるべからず之と商賈に譬へゞ商法に於て其目的と達し巨萬の利益と得たるが如し其失敗者こそ非常に困難あるべしといへども其勝者即ち利益と得たるもの〻困難あるべき道理あるべからず蓋し國家の經濟ゝ非常に複雜したるものあるが故に將來の事と杞憂そる論者もあれども戰後の財政策ゝ或る論者の如く國家に危險あるものにあらず予の意見にてゝ誠に平易單純あるものと信ず今此の財政策に付我國家の將に取るべき針路と信ぜるものと開陳して諸君の教訓と乞はんとそ

金三億圓　是れ我今後に收入そる所の償金也

支那テールに二種類あり今度我當に領收そべきテールゝ海關銀と云ひ海關銀壹兩ゝ我一圓五十錢餘ありと云故に二億兩の代金と參億圓と仮算し大ある差誤ゝあかるべしと信ぜ

此內一億五千萬圓ゝ臨時軍事費の消却に充つべし

軍事費ゝ初發より本年五月三十一日迄の調査に依れゞ一億二千六百十二萬餘圓と消費せりと云も軍事公債　六千四百五十萬圓

抑も軍收入の分左の如し

內收入　二千七百五十萬圓

國庫剩餘金　此內廿七年度よりの繰入金もあり

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

日本銀行より一時借り入金大凡そ三千六百萬圓
（千四百萬圓ハ利子付借り入
二千二百萬圓ハ他歳項流用ニ依り一時の
内繰入れに付其金入用に應じ時々銀行より
借り入るべきものあれバ此中に包含せし
む）
合計金一億二千八百萬圓（百八十萬餘圓の過剰と爲る）

右計算に依り猶將來軍隊引上諸事一段落と告るまで內總計一億五千萬圓と要すと仮定して大差あかるべし今後の支出ハ今月中に拂込むべき軍事公債千三百萬圓外に公債申込の差額二十萬圓餘と入れ猶八百八十萬圓の不足あり廿七年度の陸海軍經常費に於て凡そ五百萬圓の剩余ありと聞く此外獻金高二百八十萬圓餘陸海軍雜收入凡を百萬圓餘あり今之と軍事費に流用するものとすれバ此上別段借入れ金と爲さゞして辨ずることを得べし

支那償金第一回四分の一即ち七千五百萬圓ハ來る十一月までに收入するものとし此內より先づ日本銀行當座借り凡そ三千六百萬圓（內二千二百萬圓ハ歳項流用金とも包含す）と返却し次に軍事公債の內二千萬圓と償却し猶借入金及公債の利子として凡そ三百五十萬圓と支拂ふべし（利子ハ拂込借り入及び拂ひ戻しの期日に依り算出すべきものあれバ精細ある算當ハ得がたしといへども先三百五十萬圓と仮算して不足あしと信ず）此三口合計五千九百五十萬圓と引き殘りの內一千五百萬圓ハ來年五月までの臺灣統治費防備費軍艦修繕費兵器彈藥の復舊仕入其他臨時費に充つべし又此內軍人遺族救助扶助及軍夫負傷者及遺族の救助に充つる費用とも包含す此外陸海軍の擴張費多額と要すれども此十一月までに實際此土に支拂と要することあかるべしと信ず故に兵備擴張の重ある費用ハ實際來年五月に收入すべき償金より支辨することゝして差支あかるべし

又臺灣の新設事業の內海底電線と尤急務とす此費金三百餘萬圓ハ軍事費より支出することに決し既に着手せりと聞く此節の軍隊派出文武官の航海費等も既に軍事費より支出せし趣あれバ此年內にハ

別途多額の費用と要せざるべしと信ず

又此內より人民直接の損害と賠償せざるべからざる獨佛戰爭の初に於て獨逸人の佛國に在て生業と營む者數萬人三日の猶豫と以て立退と嚴命せられ佛人の虐待に遇ひ爲めに生命財產に損害と蒙りたるもの幾萬人獨逸に於ても此等の人民の損害と賠償そるために佛國より得たる償金の內先二百萬「タレル」と支出したりと云ふ我邦人の支那に在ても此災難に罹りしものハ凡そ五十人ありと云此直接の損害と賠償そるにハ十萬圓內外にて充分ありと信ず

又五十萬圓ハ威海衛占領費來年五月までの補足とすれバ今年中の大部分ハ一般の軍事費にて支辨する見込あり

次に明年五月までに收入そべき金額七千五百萬圓外に利子五百六十二萬五千圓合計八千〇六十二萬五千圓あり右にて二千萬圓の軍事公債並に利子百五十萬圓と支拂ひ又二千萬圓と以て戰功軍人の年金恩給及遺族扶助料の基本金に充つべし

又此內より人民直接の損害と賠償せざるべからざる獨逸國に於ても償金の內より軍人の年金恩給金の基本金として若干の金額と取除け置き之と政府に托し其利益金と以て年金と支拂ふことにあり居れりと云我邦に於ても此二千萬圓の基本金より生ずる利子と以て此度の戰功者の年金等に充つると以て得策ありと信ず

サテ此基本金ハ如何に利用して最も確實にして變動あき利益と生ずることと得べきやハ又一の問題あり予の意見にてハ國家の負擔そる債務の內最も高利のものと返還して其れが爲めに剩そ所の利子金と以て之に充つべし則ち先づ第十五國立銀行の借り入金千萬圓と返還すれバ此利子七十五萬圓と得餘の千萬圓ハ整理公債と償還して五十萬圓と得合計百二十五萬圓あれバ先づ不足と感ぜることあかるべし

第十五國立銀行の借り入れ金ハ今日に在て非常の高利あり當局者に於て他の高利の公債と償還

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して未だ此高利の國債を償還せざるハ頗る其當を失せり或ハ曰く此借入金ハ明治三十年迄の約束なれバ中途にして之を返へすことを得ざと然らバ高利の金祿公債ハ如何是れハ明治三十九年までに漸次抽籤を以て償還するの約束にあらざや之とも顧みざして僅々三四年間に悉く償還したるにあらざや若し情義から云へバ此公債こそ最初の契約を履行すべき理由あり如何となれハ此公債ハ轉々賣買して之を買ふものハ凡そ其年期を豫期し其將來の收入を計算して其實價百十餘圓に買受たるもの多し然ると一朝其約束を短縮して之を拂戻すときハ現に一割以上の損失に歸するなり第十五銀行の借入金ハ此損失を生ぜざ故に寧ろ此借入金こそ約束上の年限充たざるも經濟上の情況に依り之を返還するとも又ハ利子を低下するとも公衆に損害を與ふるの害なし而して事是に反するハ予の解する能はざる所なり又或ハ曰く十五銀行の借入金ハ明治十年戰爭中にて金利非常に高く一割以上の時に際し此銀行より七分の利にて政府へ貸したるものハ特別の義務を盡したるものなり然るに其恩義を思はざ世上の金利低落したりとて銀行の不便とも顧みざ期限内に之を返却せんとするハ甚だ自分勝手の所爲にあらざやと是れ唯だ其一面を見て未だ全体を見たるの論にあらざ抑明治十年九州變動の際偶々十五銀行の設立あり其紙幣ハ則ち政府に於て製造して之を十五銀行に交付して更に之を政府に借入たるなり當時若し政府に於て自ら紙幣を製造して之を使用したらバ利子を拂ふの義務なく國家の利益たるハ論を待たざ當時予ハ其迂を論じたれども是れ必竟華族を保護するの精神に出でたるものなれバ其正論ハ貫徹せず若し當時千五百萬圓の紙幣を一時に十五銀行に使用せしめたらバ如何千五百萬圓の紙幣を一銀行にて運轉するハ容易の業にあらざ若し強ひて之を流用運轉したりしならバ必ざや缺損

を生じたりしならん然らバ此貸金ハ銀行の爲にハ非常の恩惠にして國家の爲にハ此十八年間毎年七十五萬圓即ち千數百萬圓を損したりと云べし其恩義ハ却て政府より銀行に與へたるものなり然ると今之を以て國家に對し義務を盡したりと云論者の迂も亦甚しからざや

五百萬圓を台灣の費用に充つべし同島の經常費及臨時費として一ヶ年に此額を消費するものと仮定す經常費ハ師團の維持費及行政民政廳の費用とし臨時費ハ官舍兵營の新築道路の修繕、電線の架設燈標設置等の費用とす尤も台灣全島の收入も何程かハあるべしと雖も最初暴民の餘勢を受け人民撫恤の爲め專ら力を效すべきの時なると以て收入ハ至て小額なるべし故に經常費の大部分ハ本國より補足すべきものとして如此

百萬圓ハ威海衛占領費の補足とす威海衛の占領費ハ支那より毎年五十萬両を供する筈なれども是にてハ不足なるべきを以て其補足として如此

合計四千七百五十萬圓を引去り殘り三千三百十二萬五千圓となる此金額を以て兵備擴張一年間の費用と仮定せバ蓋し不足なからん尤も此内明治廿六年度來の既定繼續費ハ内陸海軍に關するものと包含するものとす

此計畫によれバ軍事費の内日本銀行當坐借入金を返し猶軍事公債の内半額即ち四千萬圓丈ハ來年五月中までに返還し臺灣及び占領地の費用及軍人年金等の基本金を扣除したる有餘金三千三百十餘萬圓を以て兵備擴張一ヶ年の費用に充つることを得、遼東半島占領に關する費用ハ別に支出する所あるべきを以て此にハ畧す

明治三十年度よりハ毎年々賦として二千五百萬圓と殘金の利子を併せて收取すべき筈に付

三十年度にハ則元利合計三千二百五十五萬圓
三十一年度にハ合計三千百二十五萬圓
三十二年度にハ合計三千萬圓
三十三年度にハ合計二千八百七十五萬圓
三十四年度にハ合計二千七百五十萬圓
三十五年度にハ合計二千六百二十五萬圓

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

六ヶ年分合計一億七千六百二十五萬圓
○内四千萬圓ハ軍事公債の殘高ヲ此六ヶ年の間に漸次に償還すべし
○二千三百萬圓ハ國庫剰餘金の内ヘ漸次に返戻し非常軍備として金銀貨の内ヲ以て貯藏し置くべし此内又凡ソ五百萬圓ヲ繼續費の方ヘ使用し千八百萬圓ヲ以て非常軍備とするも充分あるべし尤繼續費ハ廿八年度以降ハ當該年度の收入ヲ以て支辨そるとおしたれば是れも亦必要あらざるべし
抑今般我兵ヲ速に海外に派出することヲ得たるハ全く此剰餘金のあるに依れりと云普魯西にハ初め此非常軍備金ハ三千萬「ターレル」あり是ヲ以て佛國と戰端ヲ開くに當り僅かに三週間に五十萬の兵ヲ國境に出そことヲ得たるハ全く此軍備金の効力に依れりと云故に戰後ニ於て償金の内より四千萬「ターレル」ヲ非常軍備として貯藏せりと云獨逸に於て四千萬「ターレル」(我三千萬圓)あれば我邦にてハ二千萬圓あれば足れりとす
抑も此非常軍備として數千萬圓の貨幣ヲ平常空く庫中に埋藏することに付てハ利害得失の論あれども事冗長あれば此にハ畧ヲ予ハ前陳の如き金額ヲ平常に備へ置くことヲ以て得策とそするものあり
○一千萬圓ハ臺灣經常臨時費合計此六ヶ年間の不足ヲ補ふべし
但し臺灣ハ三四年内にハ其行政民政ハ畧ぼ整頓し臨時新營の事業も大畧成効すべきヲ以て同島の統治費ハ則ち同島の收入ヲ以て支辨そる事ヲ得べし但し同島の收入今日までの經驗に依れば一年凡ソ三百萬圓ありと聞く同島統治費ヲ大凡三百萬圓(一旅團費及び行政費合計)とそれば單に得失相償ふに足るのみ前に消費せし千五百萬圓及び海底電線費其他の軍事費等ハ漸次同島の收入ヲ以て之ヲ償還するの目的ヲ立てざるべからず蓋し新屬民の爲めに舊來の人民に永遠の負擔ヲ增そが如きハ國家統治の上にて可成避ざるべからざるあり
抑も臺灣ハ今日までの如き不紀律の政治の下に在てすら猶相當の收入ありとせば前陳の如く多額の資金ヲ投じて之ヲ改良整理し且つ行政民政理財等其宜ヲ得ば數年の後ハ必らず其元入れ資金ヲ回收し猶定期航海補助費等ヲも與ふるの餘地ヲ生ずべしと信ず
沖繩縣ハ其收入年々四五十萬圓(沖繩ハ物品稅あると以て物價の高低に依り差異あり)其統治費ヲ支辨して猶餘りあり況んや臺灣ハ其面積ハ十數倍地味の膏腴ある沖繩に優ること數等ありと云將來臺灣島の多望あること知るべし
○三百萬圓ハ威海衞占領費の補足但し償金支拂高に應じ漸次兵ヲ減ずるも可あり隨て費用も減ずべし是れにて五六年ヲ支ゆべし
○二百萬圓ハ軍事公債の利子ヲ支拂ふものとそ此利子ハ公債償還の遲速に依り差異あるべし先づ大畧此額に仮定して十分ありと信ず
差引殘金九千八百二十五萬圓とある是に前記兵備擴張費三千三百十二萬五千圓ヲ合して一億三千百三十七萬五千圓とある是れ六年間兵備擴張の繼續費として消費そることヲ得るの計算あり其毎年各款の分配額ハ當局者にあらざれば之ヲ詳悉そること能はず此にハ只大体の方針ヲ示すのみ
尤此額にてハ砲臺要塞の建築軍艦製造等の費用に或ハ不足ヲ告ぐるも計りがたし若し其場合に至らば臨時國防公債ヲ起して之ヲ辨ずるも可あり、其利子消却のため低利の整理公債ヲ發行して今日現有の高利公債ヲ償還それば利子に於て凡そ二百二三十萬圓の剰餘ヲ生ずべし現有五分利公債合計二億二千六百萬圓あり之ヲ四分の公債に引換ふるときハ二百二十六萬圓ヲ得之ヲ根本として更に公債ヲ募るときハ人民に些の負擔ヲ增ずことをおく

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

して猶五千萬圓餘の資金と得前に軍事公債の償還あるにより前途我國經濟事情等と豫想するに五六年の後にハ四分利公債と發行することを容易ありと信ず

此外に遼東半島と返還するに付てハ必ず相當の償金と得べし此金額ハ未定あるも少くも一億両ハ下らざるべし是れハ國防兵備擴張費の不足と補ひ其一部ハ鐵道の架設河川の大修繕に使用し猶進んで輸出稅廢止監獄費國庫支辨及殖產工業諸事業の補助費用等に充つべし但し是れハ未定のことに付姑く爰に之と畧す

以上論ずるが如くあるときハ鐵道の延長に隨ひ益益收益と增し輸出稅の廢止に付內外貿易益々繁盛に且其內に改正條約の實施等に依り關稅も追々增加し隨て新稅增稅等の痛苦おくして國庫富實に赴き彼の兵備の擴張に依り增加する經常費の如きハ此國庫收入の增加と彼の政費節減の結果として年々生ずる所の剩餘金と以て之と支辨することハ難からざるべしと信ず蓋し此剩餘金ハ從來の計畫にてハ多くハ兵備擴張の繼續費に使用するの目的ありしが此度臨時收入の償金と以て專ら兵備擴張費に充るときハ從來の繼續費の大部分ハ不用に歸ずるに依り年々國庫の剩餘金も亦隨て多額あるべし此金額ハ大畧五六百萬圓ありと仮定し前に述べたる國家の進運に依り得る所の增加額ハ四五年後にハ少くも四五百萬圓ハあるべしと信ず然るときハ政費節減の剩餘金と合計凡そ一千萬圓ハ陸海軍擴張後の經常費に增加することと得べしと信ず若し猶不足ありて增稅と要するときハ造酒稅と增加して不足と補ふべし紛々として新稅と起し又ハ小額にして手數の煩雜と增し人民直接の感觸と惡くするが如き稅法變更ハ成るべく避くべきあり兵備の擴張に付最も多額と要し且經常費に於て多額の增加と要するものハ海軍ありとす樺山前海軍大臣の衆議院に於て爲したる演舌と聞くに我海軍ハ前途最終の目的ハ二十二萬噸の軍艦と浮べざるべからざるも然れども此目的と達するにハ容易の事業にあらざると以て先づ十二萬噸の軍艦ハ必ず數年と期して成就せざるべからざると然り我邦將來ハ二十二萬噸位の艦と浮ぶの覺悟あるべからざるも然れども是れ短歲月と期して成し難し故に先づ六七年の間にせめてハ十五萬噸の極堅牢ある軍艦と成就せざるべからざる現今我在來の軍艦總噸數六萬四五千噸加ふるに支那捕獲艦の內戰鬪力あるもの凡そ一萬一千噸合計七萬五六千噸あり但此中稍々老朽あるものと除き強壯あるものゝみと精撰したらバ其實數ハ餘程減ずべし此外現今製造中に係るものの凡そ二萬四五千噸あり故に今後新造するもの凡そ六七萬噸と成就せバ十五萬噸に達すべし其維持費如何と從來の軍艦費に依り推算すれバ凡そ四百萬圓と增加すれバ可あらん之に年々の老朽減と補充する爲に必要の新造費として凡そ三四百萬圓の增加とし合計海軍のみの經常費凡そ七八百萬圓の增加と仮定すべし又陸軍の擴張により經常費の增

加と要すべしと雖も海軍に比しては餘程小額にて足べしと信ず尤も臺灣派遣の軍隊ハ臺灣費の內に包含せしむべし但予ハ兵備擴張の程度ハ果して何程までと以て最も今日に適當とするやハ十分ある意見と持せず之と要するに擴張後經常費の增加ハ成るべく前に述べたる國庫の有餘金千萬圓と以て支辨せんと欲ず若し不足ありて已と得ざる時ハ其補足ハ酒稅に資し而して他稅に及ぼさゞるべからずとの說あり、

償金の處分ハ右之通確定するものとして之が爲めに民間經濟上の形勢に如何ある影響と受くべきやハ今日に於て論及せざるべからざるあり

或ハ曰く軍事公債と一時に償還すれバ民間經濟上の變動と起し爲めに會社熱投機心と增長せしめ隨て擊害百出し又終に金融の逼迫恐慌とあり實業界と萎微せしむべし獨逸の般鑑遠からず故に償金と得るも軍事費の償還ハ後にし先づ之と以て兵備擴張及び其他事業費に充つべしと其甚しきも

のゝ貨幣を空しく金庫に埋藏して當分民間に流出セ
せざらしむべしと云ふ是れ何等の迷言ぞやそれ程
償金が國家の害をあそものあらバ戰勝者ゝ何故に
敵國と強迫してまでも之と獲収せんとそや是れ
必竟事業勃興過度の結果ゝ經濟上の恐慌とあり
數多の破産者と生じ一時ゝ實業界と萎微せしむる
ことあると以て直ちに國家の衰退と速了誤認そる
の僻論あらん是れ或る有數個人の利害と國家の利
害とと混淆したるの誤見あり
或ゝ獨逸國に於て一時多額の償金と國内に流出し
たる波瀾と見て獨逸ゝ戰爭に勝て經濟上に於て大
に敗北せりとて非常に償金と恐るゝ者あり蓋し獨
乙に於てゝ一時多額の償金と得て軍事費と消却し
猶諸事業に多額の放銀と爲したるに依り民間の事
業過度に膨脹し一年餘の間に數百の會社勃興し百
圓拂込の株券ゝ二百五六十圓に騰貴し又一年あら
ざる内に其過度の結果經濟上の恐慌と來し百圓
の株券二三十圓にも賣買出來ざるに至り「ベルリ
ン」市中破産者夥く頗る慘狀と極めたりと云然
れども之と以て獨逸國ゝ衰退せりとも微弱にあり
たりとも云ふべからず獨逸國ゝ依然富裕に進みつ
つあることゝ蓋し疑ふべからざる事實あり
抑國家の進運に向ふときゝ必ず波瀾と起し其波
瀾の際に人民の資産に動搖と生じ貧富位地の顛倒
そるゝ寧ろ自然の數ありと云ふべし蓋し一國内各
般の事業一齊に進むにあらず或るものゝ非常の速
力と以て進み或るものゝ遲々として進まざると早
く云へべ凡そ社會の推運百般平等に進ますして其
釣合の不平均あるに依り一時の波瀾と生ずるあり
凡そ何國と問はず皆此幾多の波瀾と經て今日の富
強に至りたるあり徒らに波瀾と恐れて只管人爲と
以て之と撿束せんとするときゝ却て其發達と妨げ
國家の進歩と遲緩あらしむるの結果あらん
予初め獨逸國に遊びしゝ千八百七十二年の春にて
即ち佛國凱旋の翌年あり故に未だ戰勝の影響と受
けざるの時あり其都府「ベルリン」ゝ人口僅に八十

萬にして龍動巴里と經て到る時ゝ其家屋道路及百
般の情況ゝ殆と東京と出で〻名古屋又ゝ廣島に
到りたる位の感想ありし當時三五の同行者と共に
「ベルリン」府の一旅店に寓し日々市街と徘徊し之
と評して一の田舍町ありと云ひしことゝ猶記憶に
存せり併し當時戰勝後のことゝて所々新築及道路
の改修等百般の工事盛ありしことゝ記憶せり其後
凡そ八年と經て千八百八十年即ち明治十三年露國
赴任の途次此都府と經過したるに其舊觀全く改
り宮殿堂宇の莊麗ある家屋道路公園戲場の宏壯清
潔ある巴里龍動にもヲサ〳〵劣らざるの景況あり
し人口も殆んど倍數に近く而して世人の喋々そる
獨逸國が經濟上に失敗したりと云ふゝ正に此間に
あり即ち千八百七十三年より千八百七十七八年の
間にあり然れべ獨乙國の富裕ゝ此間といへども猶
進みつゝありしと蓋し疑ふべからざる事實あり
又或ゝ云はん「ベルリン」府ゝ佛國戰爭まで〻單に
普魯西國の都府ありしに其後ゝ獨乙帝國の都府と
あり獨乙聯邦の人民此に輻輳したるに依り其繁榮
と見るに至りたるありと或ゝ幾分か其結果もあら
ん然らべ單に普魯西一國の財政に付て之と考査す
るに同國千八百七十一年即ち未だ戰爭の利益と受
けざる時の豫算と見るに歳入總計英貨にして二千
五百萬磅餘ありしが千八百八十五年にゝ六千七百
萬磅餘とあり千八百九十二年即ち一昨々年の豫算
と見るに九千四百七十萬磅餘とある如斯驚くべ
き進歩とあしたりといへども人民にゝ別段直接の
增稅と負擔したることもあく又此際に土地領分の
增加したるにもあらざ其增額の尤も著しきもの
ゝ鉄道の收益とそ
然れべ普魯西國人民負擔の苦痛と感せざして僅々
此二十年間に殆ど四倍近くの歳入と增加したり尤
も戰勝償金の原因にあらざと雖ども世界の大勢上
多少國力の進歩ゝありしあるべしと雖も斯の如き
大進歩ゝ戰勝の餘澤否償金の利源に因ると云はざ
る可らざるあり、之と云ひ替ふれべ獨乙國ゝ償金

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

により一時經濟上に大波瀾を起したりと雖ゝ此波瀾たる偶々以て國富進運の階梯たりしに相違かし必竟獨乙が佛國に戰勝て經濟上に負けたりとゝ眞に一時の仮想に過ぎざるあり

顧て我邦の歳入を見るに明治七年度にゝ七千三百萬圓餘十七年度にゝ七千五百萬圓餘廿七年度即ち昨年の豫算ゝ八千四百萬圓餘あり此内明治九年の減租及十二年の特別減租合計千二百餘萬圓ゝ造酒税の増加に依り殆ど増減相比敵すべし此外印得税醤油税菓子税の如き新設税源と除き自然の増加のみと算したらゞ我邦此二十年間の増加ゝ僅々數百萬圓に過ぎず彼の普魯西國の同期間に殆ど四倍の増加とと比較したらゞ眞に驚くべき差違にあらずや若し普魯西國にして千八百七十年の戰勝なかりしときゝ如何仮令ゝ少小の進歩ゝありしあるべしと雖も迚も今日の如き獨乙國の富強と見ることあかるべし隨て普魯西國ゝ英佛等に對していゝ依然たる一の僻陬田舍國の觀あるや必せり

又一方から觀察するも此軍事費ゝ速に償還せざるべからざるの義あり抑此般の戰勝ゝ我 天皇陛下の御威稜と陸海軍人の忠勇無双あるの致す所たるに相違あしといへども而も國民の一致忠憤愛國の義氣凝結して此に至らしめたるとと忘るべからざるあり彼の軍事公債の如きも意外の好結果と得世界環視の外國人として其意外あるに吃驚せしめ隨て益々我國民と畏敬するの念慮と起さしめたり蓋し彼れ外人ゝ我開戰の初め一二戰勝の報に接するも猶我終局の失敗と危まざるものあし其意謂らく日本ゝ其憑悍の性一時の勇氣に依り支那兵と打破 も支那ゝ大國其財源ゝ無盡藏あり故に戰爭にして一二年繼續するも其財源に窮をることなかるべく之に反して戰爭永びくときゝ日本ゝ其兵憑悍ありといへども其財源に窮し終にゝ敗者に歸すべしと我國民中にも或ゝ此点と危ぶみ外債論と主張したるものあり然るに幸に當局者ゝ斷然之と排斥して專ら内債に依ることとあせり而して我國

民愛國義氣の盛なる果して能く此奇功と奏そることとと得たり

我新進幼稚の國に在て殆ど一ヶ年に亘る間海外に大戰爭と爲し外債に依らずして財源の困窮と告げざりし功ゝ海陸軍人戰鬪の功と殆ど相伯仲そと云ふも溢譽にあらずと信ず而して今此上下一致以て彼れ敵國と屈服せしめ其軍費の償金として得たる金額ゝ他に使用し此忠愛義俠心に出でたる醵金即軍事公債の償還と後にして益々其價と下落せしめ此等の者の損失と大あらしむるゝ策の得たるものにあらざるのみあらず大に國民の信用と害し他日有事の際多額の公債と要そる時に當り恐らくゝ此度の如き好結果と得難からん抑國家有事の時に國民其政府に信と措かず必要の公債募集に應せざるが如きことあらゞ國家の不祥之より大あるものあらず

尤此公債ゝ整理公債條例に依り初め五年据置きゝ約束あれゞ今急に償還せずとも法律上異議の容るべきといあけれども敵國と戰ひ勝て多額の償金と得たるときゝ先づ此軍事費と償還するゝ名義上から云ふも情義上から云ふも尤適當の處分にして國民亦暗默に之と豫期したるや疑あしされゞ初め媾和使張陰桓の來りしときゝ若し媾和速に成れゞ軍事公債の拂込或ゝ中止せらるべしと言觸らしたることあり是れ他あし軍事公債ゝ所謂軍事費にして其目的たる軍事の終了すれゞ最早其費用ゝ不用とあり從て其拂込と必要とせざるに至るべしと想像するも強ち不當の考と言ふべからず今其敵に打勝て我軍費と償はんが爲めとて強て敵國より取立たるゝ即内外に公言して此軍費と消却せんとそるにあり故に其償金ゝ第一に其直接の費用即軍事公債と償還すべきゝ當然のことありとそ若し又其所有主にして其返還と望まざる初めの定約の如く五年据置きと望まゞ整理公債と償還して國庫に於ける其丈けの利子の負担と減ずべし而して其影響ゝ同じく軍事公債に及ぶべし

凡そ戰爭中に公債の募集に應ずるハ我邦の如き愛國心の發動に出でたる事情與て力ありしといへども多くハ射倖的の性質を有するものなり當時戰爭ハ何時終るべきや計り難く後來益々公債發行の必要を生じ從て價格の低落せるときハ前の應募者ハ非常の損害を受くべし之に反し戰爭意外に早く終局し多額の償金を得て速に償還せらるゝときハ非常の利益を受くるなり是れ射倖契約に依る貸方の利益に歸するものなり隨て一般の利子を低減し後來有事に際し一段低利の公債を發行するも必ず今日に倍するの好結果あらん加之一般の利子低下するときハ平常に在てハ益々低利の公債を發行して高利の公債を償却し以て國家を利し又之に依て以て國家の經營すべき鉄道其他の事業を進捗せしめ依て以て民間の事業を發達せしめ益々國家の進運を助成すべし

之に反し敵國より得たる償金を專ら他の費途に充て軍事公債の償還を後にする時ハ其名義に背くハ頓着せずとするも實際我國民に對する默約に違ひ爲めに愛國者の精神を沮喪するのみならず公債の額國力に對し過度なるときハ一般の利子低下せず平時に在てハ國家事業の發達を遲緩ならしめ有事に際し俄かに公債を募集せんとするも人民ハ前日の失敗に懲り遲疑して容易に應ぜざるべし必ずや非常の高利にあらざれバ之を募集すること能はざるべし若し將來外征の事起るに當り國民一般斯の如きの情況に在るときハ國家ハ非常の困難に陷るべし故に曰く敵國の償金ハ其名義の如く先づ軍事費を償還し其有餘を以て他の事業を擴張すべし是れ實に平易單純なる處置にして他の奇道に依るべからずと云ふ所以なり若し其有餘のみを以て兵備擴張に不足あるときハ更に公債を起すも可なり其事の容易なるハ前に既に述べたるが如し且若し軍事費を速に償還せざれバ其利子のみにても年々數百萬圓ハ國庫の負擔と爲る之を支辨するの方法とも講ぜざるべからず戰勝て多額の

償金を得ながら猶人民の負擔を增加するハ爲政者の得計にあらず仮令へ直接に負擔を增さずとも戰後物價の騰貴に依り中等社會の一定の所得を以て生活をなすものにハ負担を增加したると同じ結果を受くるなり

以上の所論ハ眞の大体論にて其詳細なる精算ハ各事々實に付調査したらバ數字上大に疎漏なる所あると免れざるべし就中國防事業即兵備擴張費の如きハ果して何程なれバ十分なるやハ未だ研究せざれども償金使用の大体に於てハ此方針に隨て處理せバ國家に利益を與ふること最大なりと信ず

此償金處分の方法ハ速に之を決定し普く國民に知らしめ公衆として經濟上の覺悟をなさしむるハ尤必要のことなり其經濟の觀念に至てハ人各々異る所あるべしと雖も要ハ公衆として此巨額資金の使途如何を疑惑して五里霧中に彷徨せしむべからざるなり當局者ハ可成速に議會を開き是等の方針を議定せしむべき義務あり又議定せしむる方國家の爲得策なりと信ず獨乙國に於てハ皇帝佛國より凱旋の時直に臨時議會を招集し新領地に關する處分法及償金の處分法とも議定せしめ益々上下一致和氣躍々の際に此戰局を収めたりと云我當局者の明知なる是等の事を知ざりしにあらざるべし而して事此に出ざるハ別に事情の存するものならん局外者の知る能ざる所なり然れども通常の會期までハ猶數月あり故に此通常會を例よりも早くするとも又ハ臨時議會を招集するともして成るべく速に新領地に關する法律案及償金の處分法を議定せしめられんことを希望して已まざる所なり

明治廿五年三月八日遞信省認可

明治廿八年七月九日　讀賣新聞附錄

第六千四百四十六號

發行兼編輯人　湊　利吉

印刷人　山崎次郎

發行所　東京銀座一丁目一番地　合名會社日就社

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 150